

小竹町地域防災計画

【第4編 資料編】

資 料 編

目 次

【資料- ページ】

第1部 総則

1-1	小竹町の気象	1
1-2	小竹町の人口	1
1-3	土地利用の状況	2
1-4	主な災害履歴	2
1	小竹町の災害履歴（水害）	2
2	小竹町の主な災害履歴（地震災害）	3
3	小竹町の被害（人家・公共施設）	3
4	小竹町の主な災害履歴（火災の概要）	4
1-5	福岡県に存在する活断層の国等における評価	5
1-6	福岡県の地震被害想定	6
1-7	小竹町総合防災マップ	10

第2部 災害予防

2-1	重要水防箇所	15
2-2	防災重点ため池	16
2-3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	17
1	土砂災害特別警戒区域等（土石流）	17
2	土砂災害特別警戒区域等（急傾斜地の崩壊）	17
2-4	山腹崩壊危険地区（民有林）	24
2-5	ライフライン関連事業者	24
2-6	水道施設・し尿処理施設	25
2-7	避難路整備計画	26
2-8	災害応援協定一覧	27
1	福岡県消防相互応援協定書	27
2	宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定書	33
3	宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定実施細則	35
4	避難所施設利用に関する協定書	37
5	小竹町における大規模な災害時の応援に関する協定書	39
6	地震、台風、豪雨その他の災害に係る応急工事に関する協定書	41
7	災害時における食糧供給協力に関する協定	43
8	災害時における物資供給に関する協定	44
9	災害時における小竹町、小竹町内郵便局の相互協力に関する覚書	46
10	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定	48

2-9	災害時における臨時ヘリポート	51
2-10	消防団詰所	51
2-11	水防倉庫	52
2-12	町防災行政無線	53
2-13	町有車両	55
2-14	ごみ・廃棄物処理施設	57

第3部 災害応急対策

3-1	小竹町防災会議条例	59
1	小竹町防災会議委員名簿	61
3-2	小竹町災害対策本部条例	62
3-3	福岡県災害調査報告実施要綱	63
3-4	被害認定の基準	68
3-5	災害救助法による救助内容（救助の程度及び期間）	70
3-6	福岡県災害救助法施行細則	73
3-7	注意報及び警報の種類（地震情報）並びに発表の基準	78
1.	気象警報等の基準	78
2.	特別警報・警報・注意報の種類と概要	79
3.	福岡県の予報区域細分図	81
4.	気象庁震度階級関連解説表	82
3-8	火災・災害等即報要領	86
3-9	小竹町消防団条例	107
3-10	小竹町消防団規則	111
3-11	小竹町火入れに関する条例	116
3-12	指定緊急避難場所及び指定避難所	121
1.	指定緊急避難場所	121
2.	指定避難所	121
3.	地区避難所	122
4.	その他の公民館	123
3-13	要配慮者利用施設一覧	124
1.	医療施設	124
2.	福祉施設	124
3.	幼稚園・保育園施設	125
4.	教育施設	125
3-14	遺体安置所・近隣火葬場	126
1.	遺体安置所	126
2.	近隣火葬場	126

第4部 災害復旧・災害復興

4-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	-127
4-2	小竹町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	-132
4-3	小竹町災害見舞金交付規程	-137
4-4	小竹町総合災害補償規程	-139
4-5	福岡県市町村災害共済基金組合格約	-141
4-6	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約	-146

【様式一覧】

【資料- ページ】

第3部 災害応急対策

様式-1	参集記録票	-151
様式-2	参集途上の被災状況記録票	-152
様式-3	自衛隊災害派遣要請依頼書	-153
様式-4	自衛隊災害派遣撤収依頼書	-154
様式-5	福岡県被害状況報告（様式1～4号）	-155
1.	様式第1号（災害概況即報）	-155
2.	様式第2号の1～12（被害状況即報）	-156
3.	様式第2号の13（土木被害状況即報）	-170
4.	様式第2号の14～16（被害状況即報）	-171
5.	様式第3号の1～5（被害状況確定報告）	-174
6.	様式第3号の6～9（被害状況確定報告）	-176
7.	様式第3号の10～12（被害状況確定報告）	-176
8.	様式第3号の13～16（被害状況確定報告）	-176
9.	様式第3号の17（被害状況確定報告）	-177
10.	様式第4号	-178
様式-6	被害発生状況連絡票	-179
様式-7	人的被害報告	-180
様式-8	住家被害報告	-181
様式-9	その他被害報告	-182
様式-10	災害箇所一覧表	-183
様式-11	火災・災害等即報要領様式	-184
様式-12	行方不明者名簿	-191
様式-13	り災台帳	-192

様式－14	避難者カード	－194
様式－15	避難者名簿	－195
様式－16	避難所運営記録	－196
様式－17	物品の受払簿(避難所用)	－197
様式－18	避難所設置及び収容状況	－198
様式－19	医療救護所開設状況報告	－199
様式－20	物品の受払簿(物資集配拠点用)	－200
様式－21	緊急通行車両届出	－201
1.	緊急通行車両事前届出書	－201
2.	確認申請書	－202
3.	緊急車両以外の車両通行止め標示	－203
4.	緊急車両通行標章	－204
5.	緊急通行車両確認証明書	－205
様式－22	遺体処理票・遺留品処理票	－206

第4部 災害復旧・災害復興

様式－24	り災届出兼証明願	－206
様式－25	り災証明書	－207
様式－26	被害届出兼証明書	－208
様式－27	義援金品受領書	－209
■	災害時の連絡先	－210

第 1 部 総則

1－1 小竹町の気象

■本町の気象（平年値）

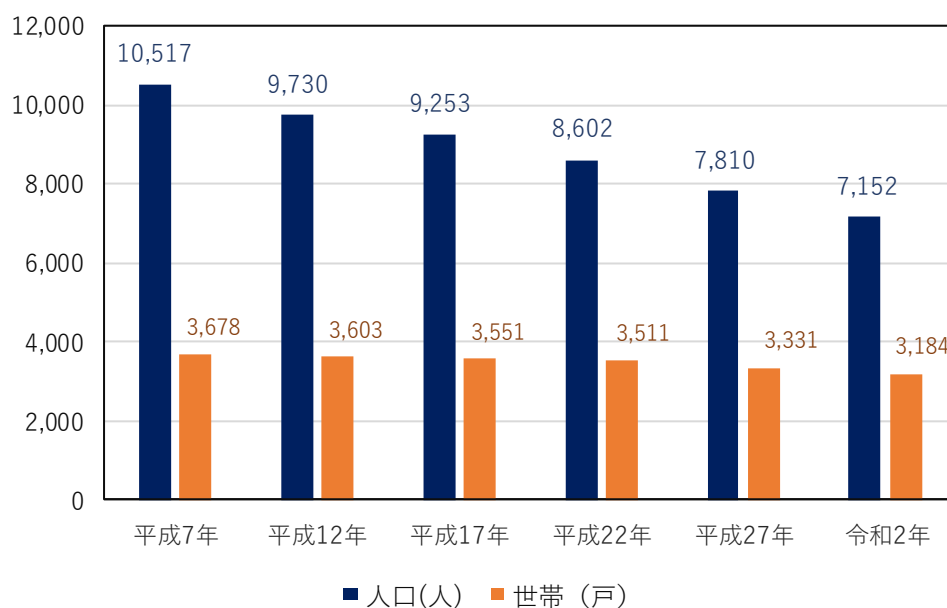
年	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
2011	15.5	26.0	6.0	2.1	140.9	1858.0
2012	15.3	25.6	5.8	2	137.3	1851.5
2013	16.1	27.0	6.5	2.1	147.0	2002.5
2014	15.6	26.9	6.4	2	146.1	1933.0
2015	16.0	26.7	6.8	2	146.5	1940.0
2016	16.7	27.1	7.1	1.9	145.7	2520.0
2017	16.1	26.4	6.7	2.1	164.5	1561.5
2018	16.2	28.1	6.6	2	167.6	1794.0
2019	16.5	27.5	6.8	1.9	156.7	1629.0
2020	16.5	27.2	7.1	2	166.0	2059.0
平均	16.1	26.9	6.6	2	151.8	1914.9

資料：気象庁「気象統計情報」飯塚観測所（アメダス）

（注）統計期間は 2011～2020 の 10 年

1－2 小竹町の人口

■小竹町の人口推移



資料：国勢調査（令和 4 年 3 月）

1-3 土地利用の状況

■土地利用変遷の状況

年 度	行政区 面積 (ha)	農地 (ha)	森林 (ha)	水面・河 川・水路 (ha)	道路 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)
平成26年	1,418	153	307	158	106	266	429
平成27年	1,418	153	307	158	107	267	426
平成28年	1,418	152	307	158	109	274	418
平成29年	1,418	152	341	158	108	278	382
平成30年	1,418	152	341	158	108	279	380
令和1年	1,428	152	341	158	109	285	383
令和2年	1,428	152	341	158	109	285	383

・行政区面積は、各区項目の四捨五入値の合計と合わない場合がある。

資料：各年福岡県土地利用動向調査（令和3年現在）

1-4 主な災害履歴

■小竹町の災害履歴（水害）

西暦	時代	年	月	日	災害区分	出来事
1884	明治	17	7	5	風水害	100年来の大洪水により、河水大氾濫。大暴風雨樹木流出、家屋倒壊、人畜死傷、堤防決壊、田畑荒廃、山崩れ。
			28			
			9	17		
1886	明治	19	9	4	風水害	大洪水。9月4日、5日大暴風雨。
1887	明治	20	9	15	洪水	鳴水。大洪水。
1889	明治	22	7	13	洪水	大洪水。田畑損亡、炭坑に浸水、被害甚大。
1890	明治	23	8	21	洪水	大洪水。郡内各地に赤痢、コレラ多発。
1891	明治	24	7	19	洪水	7月19日より23日まで大雨大洪水。堤防決壊、田畑損害大。
			11	13	風水害	13日から16日まで台風襲来大暴風雨と合し、竹林全壊。
1905	明治	38	7	17	洪水	大洪水。
			8	8	風水害	大暴風雨。
1907	明治	40	2	11	大雪	大雪。積雪2尺以上。電信電話線被害甚大。
1908	明治	41	8	11	落雷	大雷雨。猛雨激雷。県内、62箇所に落雷。
1917	大正	6	2	3	大雪	2月3日から5日間稀有の大雪。海岸地域でも1尺を越え、山間部も4尺あまりの積雪。列車も一時停止。
1918	大正	7	9	3	風害	台風が種子島を通過。当地方も10時間におよぶ大暴風。
1919	大正	8	8	15	風害	15日、16日奄美大島を襲う。福岡の風速30m。被害甚大。
1922	大正	11	6	19	水害	19日から22日まで豪雨、河川氾濫。増水1丈6尺。
1930	昭和	5	7	17	風害	大暴風雨。17日、18日。郡内家屋倒壊62戸、一部倒壊289戸、電柱13本。
1949	昭和	24	6	7	台風	デラ台風。雨量46mm、風速16.5m。
			8	16	台風	16日、17日ジュディー台風。雨量291mm、風速17m。堤防決壊3箇所、破損65、水田冠水162町。
1953	昭和	28			洪水	大洪水（西日本大水害）。
1979	昭和	54	6	26	洪水	6月26日朝から7月2日朝にかけての大雨。遠賀川流域の被害大。
1980	昭和	55	7	7	洪水	7月7日から11日にかけての大雨。遠賀川流域の被害大。
			8	28	洪水	8月28日夜半から31日にかけての大雨。遠賀川流域の被害大。
1985	昭和	60	6	25	洪水	遠賀川流域大雨。
1999	平成	11	6	29	土砂災害	集中豪雨による土砂災害。

西暦	時代	年	月	日	災害区分	出来事
2001	平成	13	6	9	洪水	内水排除の人的操作遅れによる水害。
2009	平成	21	7	24	洪水	24日から26日にかけての遠賀川流域大雨。
2010	平成	22	7	14	洪水	遠賀川流域大雨。
2012	平成	24	7	11	洪水・土砂災害	7月11日～14日 平成24年7月九州北部豪雨
2017	平成	29	7	5	洪水・土砂災害	平成29年7月九州北部豪雨
2018	平成	30	7	5	洪水	平成30年7月豪雨・台風第12号

資料：小竹町防災アセスメント調査（平成14年3月）に加筆

■小竹町の主な災害履歴（地震災害）

西暦	時代	年	月	日	災害区分	出来事
1854	嘉永	7			地震	安政南海地震。震度5～6。
1872	明治	5	2	8	地震	浜田地震。（震源 島根県沖）家屋倒壊多し。震度5～6。
1898	明治	31	8	10	地震	糸島地震。地震（12日余震）により、各地に被害多し。震度4。
1914	大正	3	1	12	地震	桜島大爆発。当地も弱震降灰空を掩う。
2005	平成	17	3	20	地震	福岡県北西沖地震（M7.0）
2005	平成	17	4	20	地震	福岡県北西沖地震（M5.5）
2016	平成	28	4	16	地震	熊本地震（M7.3）福岡県 最大震度5強

資料：小竹町防災アセスメント調査（平成14年3月）に加筆

■小竹町の被害（人家・公共施設）

年月日 気象	人の被害				住家被害														非住家		
	死者	行方不明	負傷者																公共建物	その他	
			重症	軽症	全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水				
					人	人	人	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
H13 豪雨 6/19～25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	5	5	13	0	0
H13 豪雨 6/19～25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	5	5	13	0	0
H13 豪雨 6/19～25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	5	5	13	0	0
H13 豪雨 6/19～25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	5	5	13	0	0

（人家）

年	月日	気象	人的被害				住家被害									
			死者	行方不明	負傷者		全壊			半壊			一部損壊			
					重症	軽症	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
H13	6/19～25	豪雨														
H15	7/18～19	集中豪雨														
H16	9/6～9/7	台風											1	1	4	2
H17	9/5～9/7	台風													1	1
H18	6/22～6/26	大雨														
H20	6/19～6/22	大雨														
H21	7/24～8/6	豪雨														
H22	7/11～7/16	大雨														
H30	7/5～7/17	大雨														

(住家・公共施設)

年	月日	気象	住家被害						非住家		り災世帯	り災者数	田		畑		文教施設	医療機関
			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他			流出埋没	冠水	流出埋没	冠水		
			棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	棟	世帯	人	ha	ha	ha	ha	箇所	箇所
H13	6/19～25	豪雨	2	2	6	5	5	13										
H15	7/18～19	集中豪雨	30	33	68	62	61	165			33	68					1	
H16	9/6～9/7	台風																
H17	9/5～9/7	台風															1	
H18	6/22～6/26	大雨																
H20	6/19～6/22	大雨																
H21	7/24～8/6	豪雨	18	18	34	50	46	114			18	34						
H22	7/11～7/16	大雨	12	14	23	39	36	66	2	24	14	23		52				
H30	7/5～7/17	大雨	5	5	11	39	39	70			5	11						

(公共施設 続き)

年	月日	気象	道路	橋梁	河川	港湾	砂防	清掃施設	崖崩れ	鉄道不通	被害船舶	航空機被害	水道	電話	電気	ガス	ブロック
			箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	隻	機	戸	回線	戸	戸	箇所
H13	6/19～25	豪雨															
H15	7/18～19	集中豪雨	37						16								
H16	9/6～9/7	台風															
H17	9/5～9/7	台風	1														
H18	6/22～6/26	大雨							2								
H20	6/19～6/22	大雨							1								
H21	7/24～8/6	豪雨	12														
H22	7/11～7/16	大雨	47						2								
H30	7/5～7/17	大雨															

■小竹町の主な災害履歴（火災の概要）

年次	火 災 件 数					り災世帯	死傷者		損害額 (千円)
	総計	建物	林野	車両	その他		死者	負傷者	
平成 2 4 年	3	1		2					
平成 2 5 年									
平成 2 6 年									
平成 2 7 年	2	2							
平成 2 8 年									
平成 2 9 年	4				4				
平成 3 0 年	4	3			1				
令和元年	2	2							
令和 2 年									

資料：令和 2 年消防年報（直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部）

1-5 福岡県に存在する活断層の国等における評価

■福岡県に存在する活断層の国等における評価

活断層名	笠田断層帯 (北西部)	笠田断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (大島沖区間)	西山断層帯 (2区間)	西山断層帯 (高瀬沖区間)	水郷断層帯	牟美断層	日向峠－ 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	(1) 25	(1) 27	(1) 13	(1) 28	(1) 38	(1) 43	(1) 29	(1) 26	(1) 13	(1) 28
マグニチュード	(1) 7.0	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2	(1) 7.5	(1) 7.6	(1) 7.3	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2
平均的な 活動間隔	(1) 不明	(1) 3,100年～ 5,500年	(1) 不明	(1) 9,400年～ 32,000年	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) 14,000年	(1) 20,000年～ 30,000年	(1) 不明
最新の 活動時期	(1) 2005年 福岡県八幡市の 地震	(1) 4,500年(2区) 5,400年(1区)	(1) 4,600年(2区) 2,400年(1区)	(1) 38,000年(2区) 11,000年(1区)	(1) 20,000年(2区)	(1) 13,000年(3区) 2,000年(1区)	(1) 不明	(1) 600年 筑紫地帯	(1) 4,500年(2区)	(1) 不明
今後30年以内に 地震が発生する確率	(1) 不明	(1) 0.3～6%	(2) 0.006%	(1) 1.3120～3%	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) 1.3120%	(1) 1.3120%	(1) 不明

(1) 国「地質調査研究促進本部」による長期評価
(2) 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

資料：福岡県地域防災計画（令和3年）

1－6 福岡県の地震被害想定

1 福岡県の主な断層

福岡県では、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年度）」により、福岡県内における地震断層を設定し、地震発生時における震度分布を公表している。

小竹町で最も影響があると想定される地震は、以下の状況である。

表 福岡県の主な想定地震断層

	断層	確実度	活動度	長さ	地域
1	小倉東断層	確実度 I	C～B	約17km	北九州市
2	西山断層	確実度 I	< C	約31km	飯塚市、宗像市
3	警固断層	確実度 I	C	20km以上	福岡市
4	水縄断層	確実度 I	B	約26km	久留米市
5	福智山断層	確実度 I	B～C	約20km	北九州市
6	宇美断層	確実度 I	C	約14km	福岡市－太宰府市

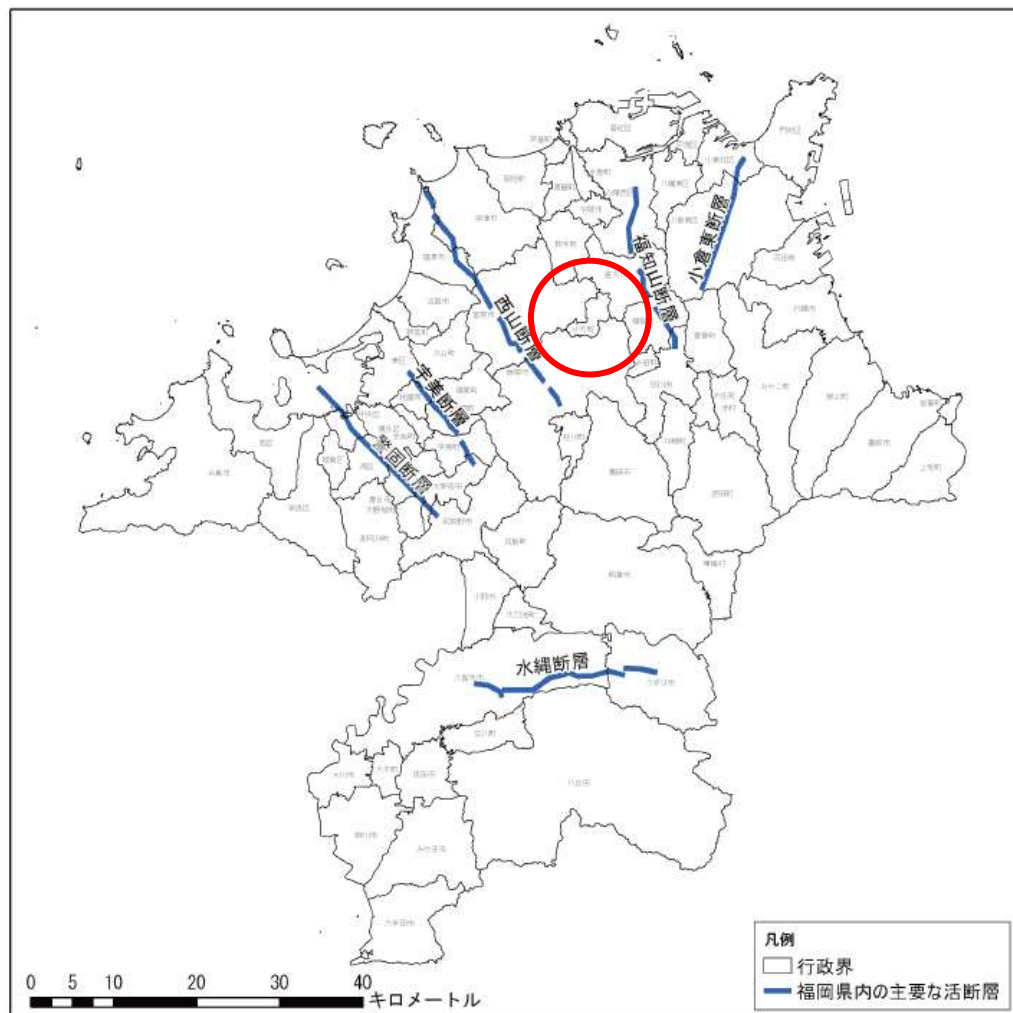


図 福岡県の主な活断層

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年度）

2 西山断層（想定地震）

小竹町では、想定地震（最大震度のケース：西山断層）における震度分布を示す。

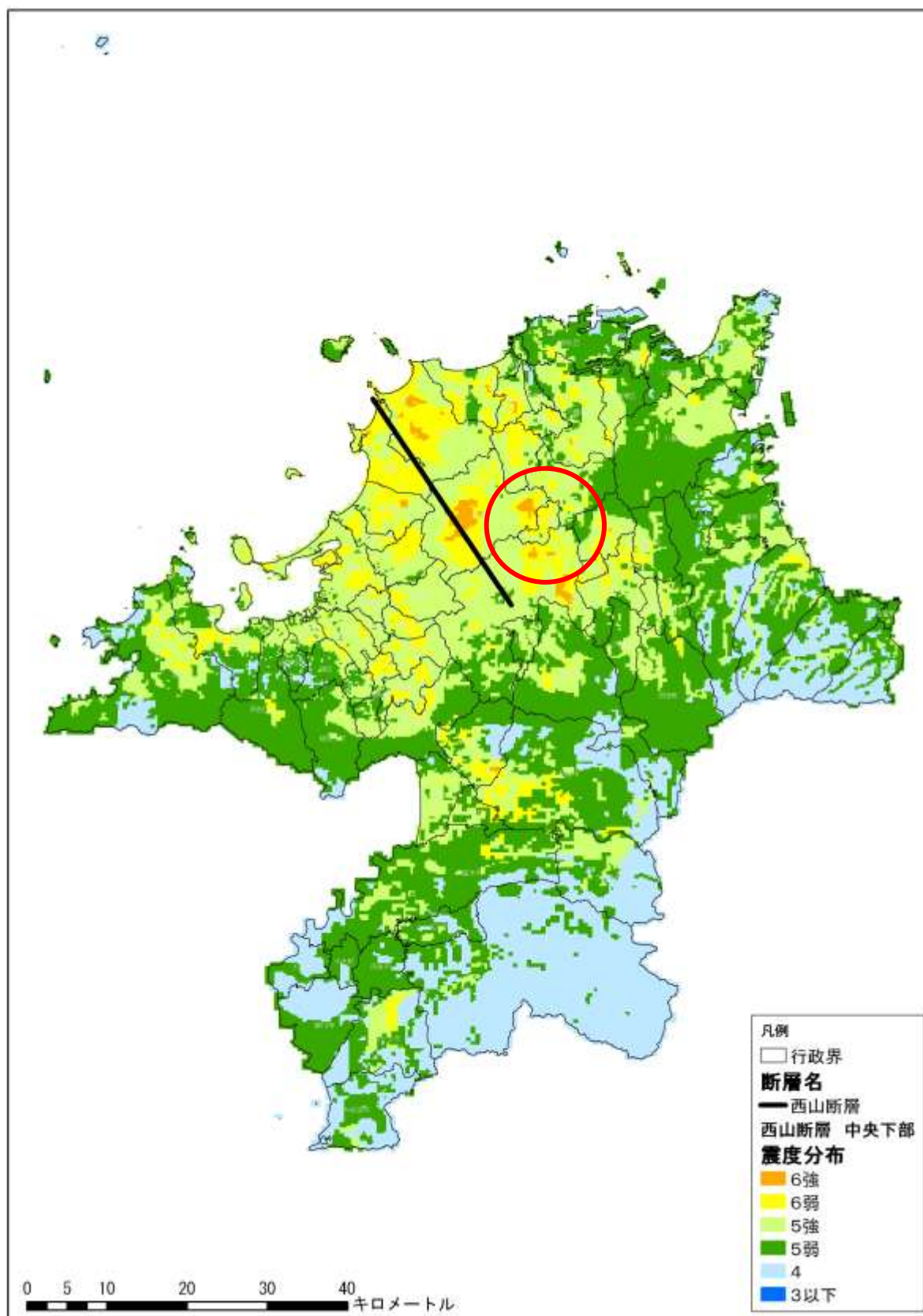
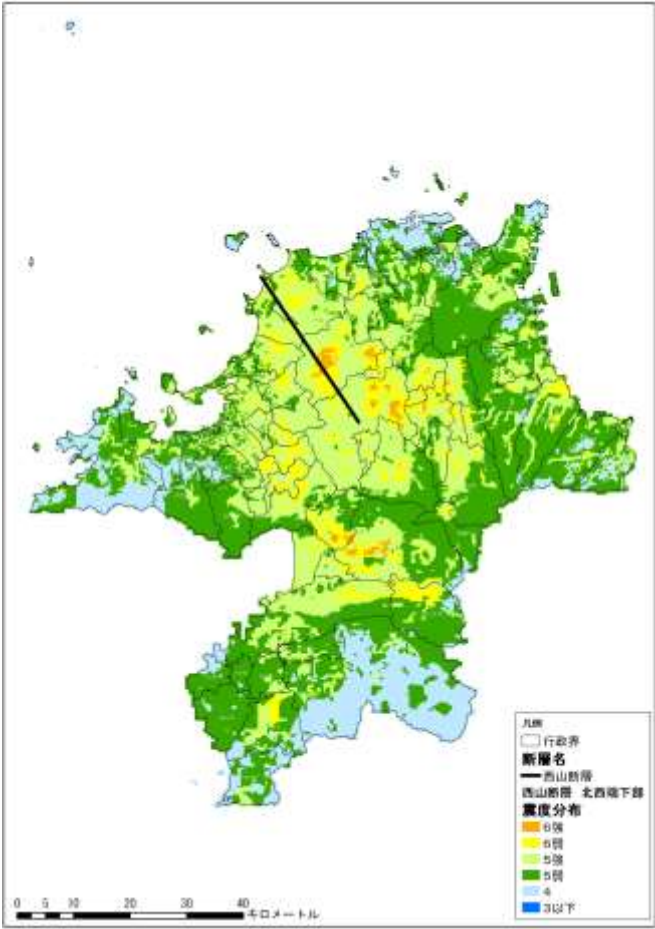
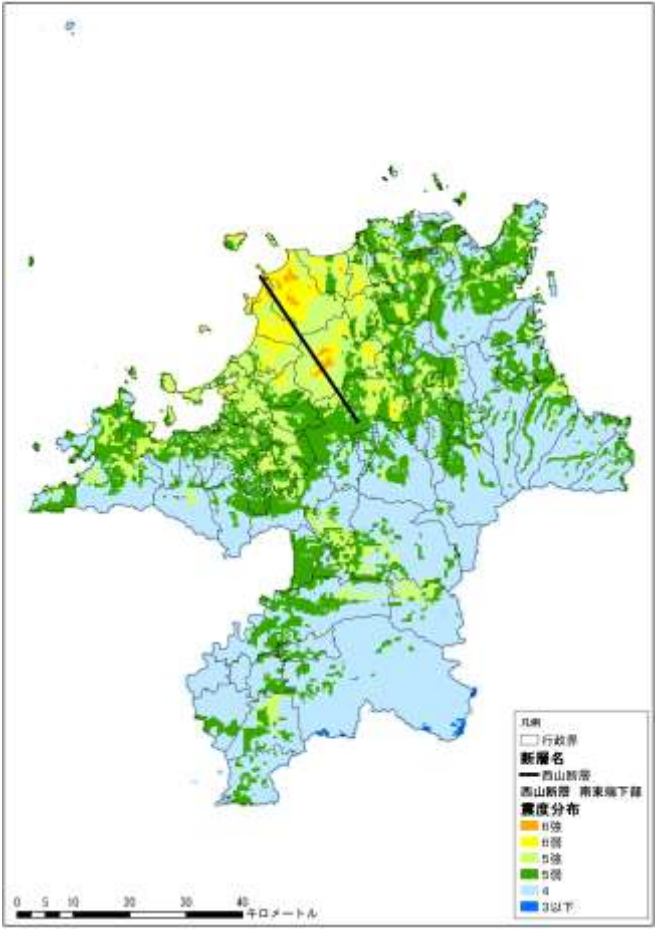


図 想定震度分布図（西山断層中央下部）

【震度分布：西山断層北西下部】



【震度分布：西山断層南東下部】



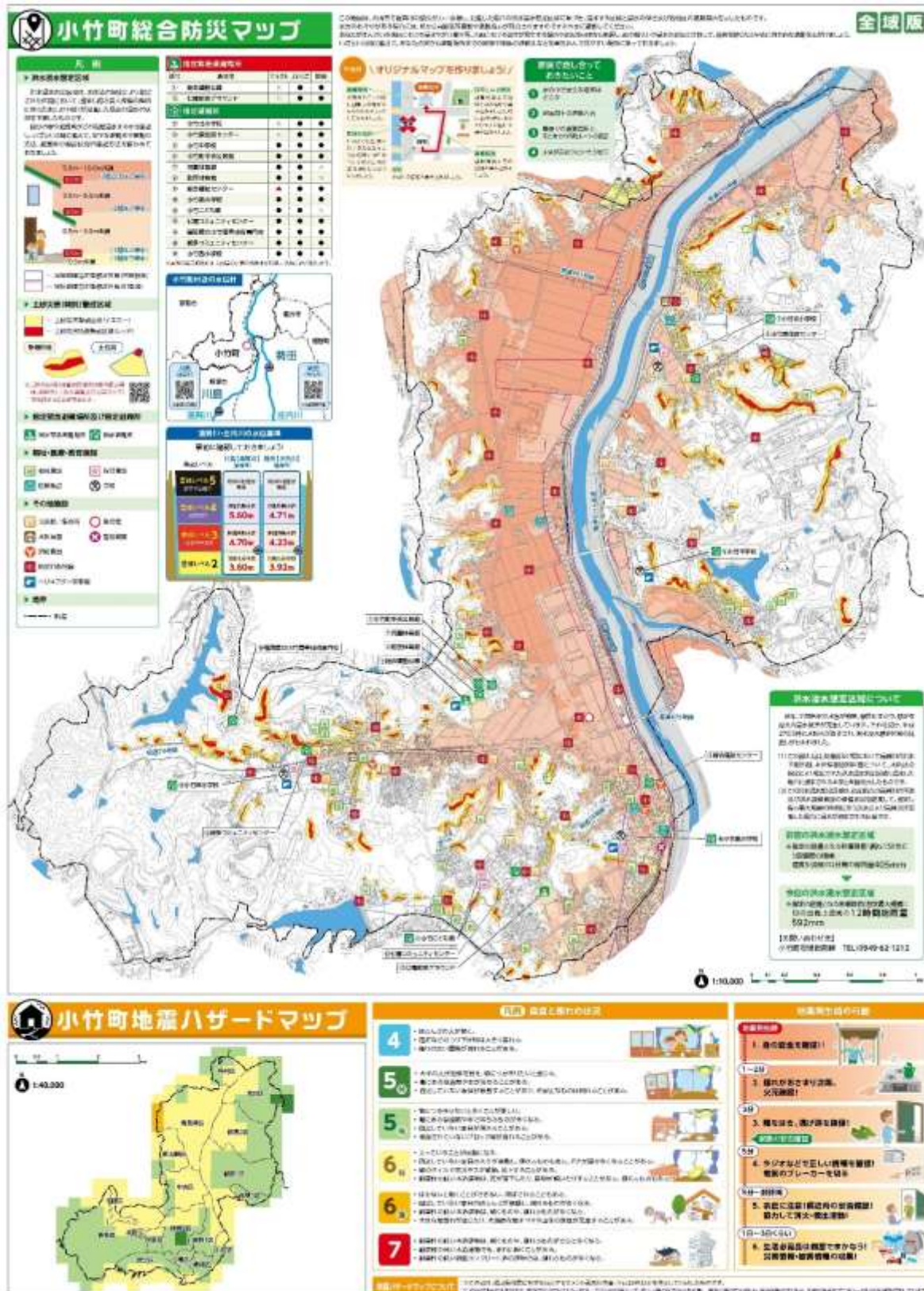
■地震被害想定(福岡県)

想定地震	-	小倉東断層 (北東下部)	西山断層 (中央下部)	警固断層南東 部(中央下部)	基盤一定
震度	-	6弱	6強	6弱	6弱
液状化 危険度	-	町北部地域で 高い	西部地域の 一部で極めて高 く、北中部の広 い地域で高い	町北部地域の 一部で高い	町の大部分 で高い
建物被害	全壊棟数	26	76	12	45
	半壊棟数	29	62	27	31
	全半壊棟数	55	138	39	76
	(全半壊率)	1.3%	3.3%	1.0%	1.8%
地震火災 被害	出火件数	0	1	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0
人的被害	死者数	1	4	1	3
	負傷者数	141	269	89	196
	要救出現場数	10	30	5	18
	要救出者数	7	21	4	13
	要後方医療搬送者数	14	27	9	20
	避難者数	44	129	20	76
	食料供給対象人口	1094	8,842	438	5254
	給水対象世帯	499	4,033	200	2396
	生活物資供給対象人口	44	129	20	76
ライフライン被害	上水道管被害箇所数	5	50	2	24
	下水道管被害箇所数	0	0	0	0
	都市ガス管被害箇所数	0	0	0	0
	電力(電柱)被害本数	0	2	0	1
	電話(電話柱)被害本数	0	1	0	0
道路被害	国道 200 号被害箇所数	6	11	7	10
	宮田小竹線被害箇所数	0	0	0	0
鉄道被害	筑豊本線被害箇所数	22	51	22	50
	平成筑豊鉄道被害箇所数	7	12	4	11
重要施設 被害	災害対策本部制約施設数	0	0	0	0
	警察・消防活動拠点制約施設数	0	0	0	0
	避難活動拠点制約施設数	5	40	2	24
	医療活動拠点制約施設数	2	14	1	9
生活支障	住居制約世帯数	512	3,960	207	2370
	食料・飲料水制約世帯数	490	3,960	196	2353
	電気制約世帯数	0	507	0	0
	情報通信制約世帯数	0	188	0	0

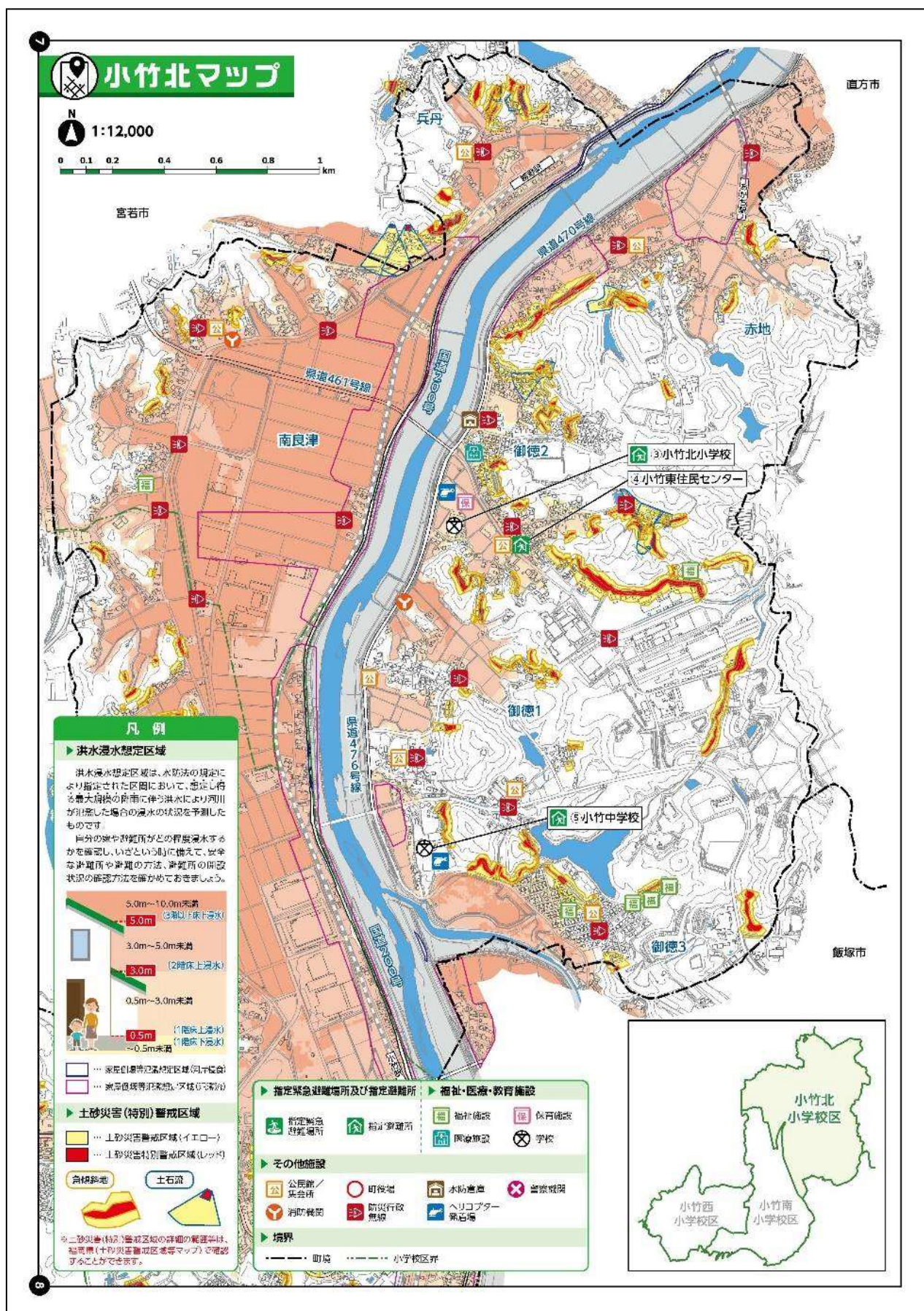
資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）

1-7 小竹町総合防災マップ

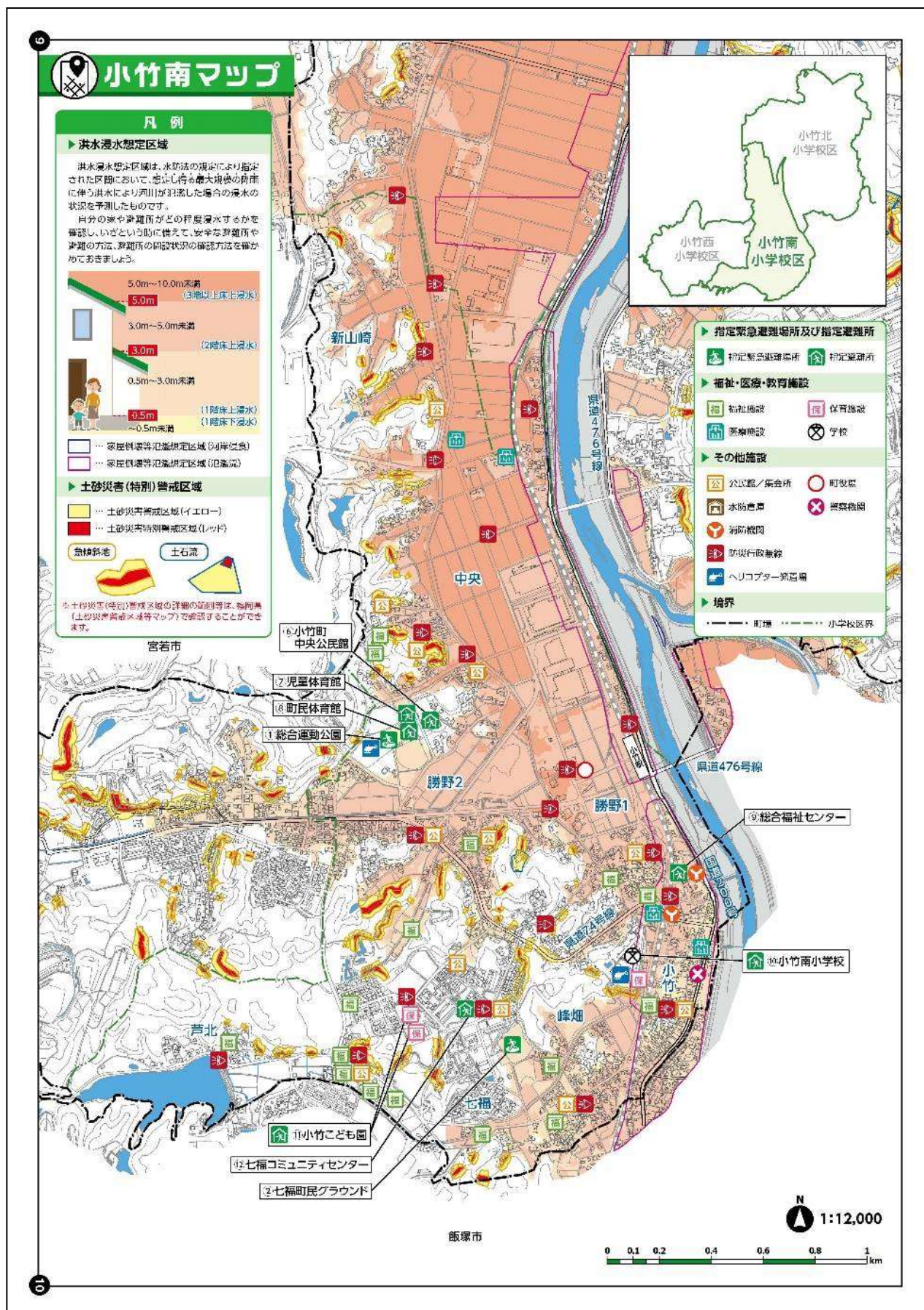
■全域版

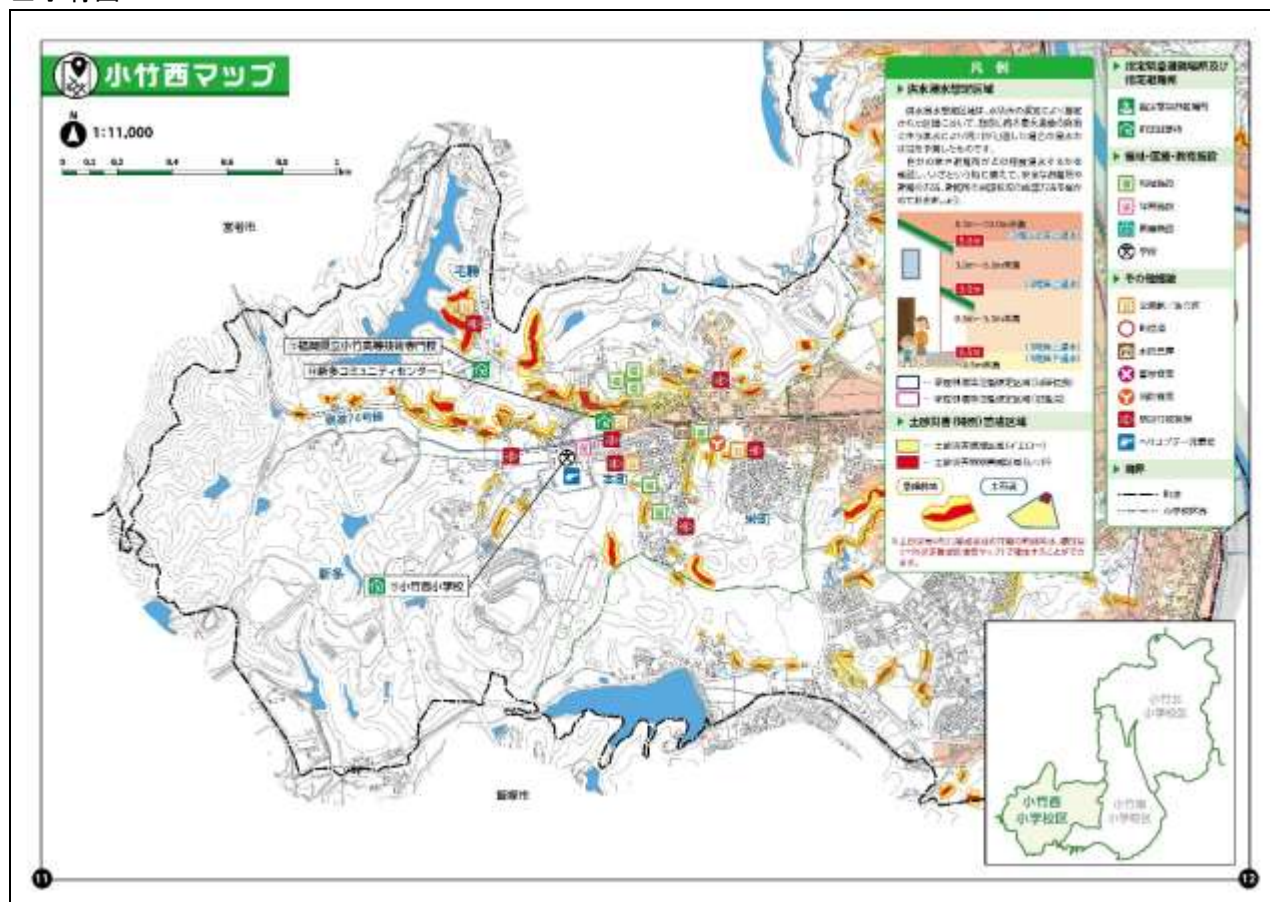


■小竹北



■小竹南





第2部 災害予防

2-1 重要水防区域

町内の重要水防区域は次のとおりである。

1 重要水防区域A（堤防）

重要水防区域（堤防）						
河川名	地先名	左右岸 の区別	位 置	延 長	備 考	水防工法
遠賀川	小竹町勝野地先	左	25/900～26/100	200m	越水A	積土俵

2 重要水防区域B（堤防）

重要水防区域（堤防）						
河川名	地先名	左右岸 の区別	位 置	延 長	備 考	水防工法
遠賀川	小竹町南良津地先	左	21/320～21/500	180m	越水B	積土俵
	小竹町南良津地先	左	21/500～22/700	1,000m	越水B 堤防漏水B	シート張 積土俵
	小竹町南良津地先	左	22/500～22/700	200m	越水B 堤防漏水B	シート張 積土俵
	小竹町南良津地先	左	22/700～22/900	200m	越水B 堤防漏水B	シート張 積土俵
	小竹町南良津地先	左	22/900～23/700	800m	越水B	積土俵
	小竹町南良津地先 小竹町勝野地先	左	23/700～24/100	400m	越水B	積土俵
	小竹町南良津地先	左	24/300～24/400	100m	越水B	積土俵
	小竹町勝野地先	左	24/400～24/500	100m	越水B	積土俵
	小竹町勝野地先	左	24/500～25/100	600m	越水B	積土俵
	小竹町勝野地先	左	25/300～25/500	200m	越水B	積土俵
	小竹町勝野地先	左	25/500～25/700	200m	越水B	積土俵
	小竹町勝野地先	左	25/700～25/900	200m	越水B	積土俵
	小竹町赤地地先	左	20/900～22/300	1,400m	越水B	積土俵
	小竹町御徳地先	左	22/300～24/100	1,800m	越水B	積土俵
	小竹町御徳地先 小竹町勝野地先	左	24/500～25/700	200m	越水B	積土俵

3 重要水防区域B（構造物）

重要水防区域（構造物）					
河川名	名 称	地先名	左右岸 の区別	位 置	備 考
遠賀川	鴻の巣橋	小竹町	—	22/650	許可工作物
遠賀川	御徳大橋	小竹町	—	24/240	許可工作物
遠賀川	ふれあい橋	小竹町・飯塚市	—	25/290	許可工作物

資料：令和3年福岡県水防計画書

2-2 防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

番 号	名 称	危険箇所	状 態
2772	外ヶ谷池		
2773	乱橋池		
2774	塩頭溜池		堤体の改修が終了したが、直下に民家が密集しているため要警戒
2775	鴨ヶ谷池		
2776	空木ヶ浦池		
2777	権現堂堂池		堤体の改修が終了したが、直下に民家が密集しているため要警戒
2778	山崎谷池		
2779	小谷池		
2780	小峠池		
2781	新多新下池		
2782	新多新上池		
2783	仙導寺下池		
2784	仙導寺上池		
2785	大谷池		
2786	中山池		
2787	長尾池		
2788	兵丹新池		
2789	本入池	余水吐	堤体の改修が終了したが、直下に民家が密集しているため要警戒
2790	片白池		
2791	柳原池		

資料：福岡県地域防災計画（令和3年）令和2年4月1日現在

2-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等の指定状況 (令和4年1月25日現在)

告示 年月日	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計		告示 番号
		うち土砂災害 特別警戒区域		うち土砂災害 特別警戒区域		うち土砂災害 特別警戒区域		うち土砂災害 特別警戒区域	
H25.3.5	8	7	213	195	0	0	221	202	313、314
H25.3.5			1	1			1	1	313、314
H30.11.9			-1	-1			-1	-1	957、958
H30.11.9			2	2			2	2	959、960
R3.6.18			1	1			1	1	632、633
計	8	7	216	198	0	0	224	205	

資料：福岡県土砂災害警戒区域等の指定状況公表

1 土砂災害警戒区域等（土石流） (令和4年1月現在)

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒 区域	特別警 戒区域	告示 年月日	告示番号 イロ-/レッド*
土石流	401-D-001	兵丹2	鞍手郡小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-002	兵丹1	鞍手郡小竹町大字赤地	○	—	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-003	赤地	鞍手郡小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-004	御徳二3	鞍手郡小竹町大字赤地 及び大字御徳	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-005	御徳二1	鞍手郡小竹町大字御徳	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-006	御徳二1-1	鞍手郡小竹町大字御徳	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-007	御徳二1-2	鞍手郡小竹町大字御徳	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	401-D-008	勝野一	鞍手郡小竹町大字勝野	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	403-D-078	尾勝2	鞍手郡小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
土石流	403-D-079	尾勝1	鞍手郡小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314

2 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） (令和4年1月現在)

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒 区域	特別警 戒区域	告示 年月日	告示番号 イロ-/レッド*
急傾斜地	401-K-001	兵丹-2-1	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-002	兵丹-2-2	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-003	兵丹-2-3	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-004	兵丹-1-1	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-005	兵丹-1-2	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-006	兵丹-2-4	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-007	兵丹-3-1	小竹町大字赤地及び 大字南良津	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-008	兵丹-3-2	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-009	赤地-8	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-010	赤地-9-2	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-011	赤地-7-1	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-012	赤地-7-2	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314
急傾斜地	401-K-013	赤地-10	小竹町大字赤地	○	○	H25.3.5	313/314

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イエロ-/レッド*
急傾斜地	401-K-014	赤地区-2	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-015	赤地区-1	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-016	赤地-1	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-017	赤地-3	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-018	赤地-4	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-019	赤地-5-2	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-020	赤地-5-1	小竹町大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-021	鴻の巣-1	小竹町大字御徳及び大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-022	鴻の巣-2	小竹町大字御徳及び大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-023	鴻の巣-3	小竹町大字御徳及び大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-025	御徳二-5	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-026	御徳二-7-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-027	御徳二-7-1	小竹町大字御徳及び大字赤地	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-028	御徳二-9-5	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-029	御徳二-9-3	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-030	御徳二-9-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-031	御徳二-9-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-032	雀堂-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-033	雀堂-3	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-034	雀堂-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-035	御徳 5	小竹町大字御徳	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-036	御徳 6	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-037	御徳二-3	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-038	御徳二-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-039	御徳-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-040	御徳 2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-041	御徳 4	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-042	御徳 11	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-043	七反田	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-044	御徳三-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-045	御徳一-5	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-046	御徳-6	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-047	御徳一-4	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-048	井田尻-2	小竹町大字御徳	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-049	井田尻-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-050	御徳一-3-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レッド*
急傾斜地	401-K-051	御徳一-3-1	小竹町大字御徳	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-052	御徳一-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-053	御徳 7	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-054	御徳 10	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-055	御徳 9	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-056	御徳 8	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-057	空木ヶ浦	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-058	御徳一-1-2	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-059	御徳一-1-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-060	御徳二-4-2	小竹町大字御徳	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-061	御徳二-4-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-062	琵琶	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-063	御徳二-8	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-064	鴻の巣四組-2	小竹町大字御徳	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-065	鴻の巣四組-1	小竹町大字御徳	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-066	勝野二-1-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-067	勝野一-6-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-068	勝野一-6-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-069	勝野一-2-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-070	勝野一-2-1	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-071	勝野一-3-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-072	勝野一-3-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-073	勝野一-5-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-074	勝野一-5-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-075	勝野一-5-3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-076	片峰-4	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-077	片峰-3	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-078	七福区-3	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-079	七福区-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-080	七福区-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-081	七福区 2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-082	勝野二-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-083	勝野二-3-3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-084	勝野二-3-4	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-085	勝野 4-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-086	勝野 4-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-087	勝野 4-3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レッド*
急傾斜地	401-K-088	勝野 3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-089	勝野 4-4	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-090	勝野二-3-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-091	勝野二-3-1	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-092	勝野二-1-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-093	峰畑-1-3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-094	峰畑-1-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-095	峰畑-1-2	小竹町及び飯塚市	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-096	峰畑-1-4	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-097	勝野 2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-098	片峰-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-099	片峰-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-100	勝野-1-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-101	勝野-1-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-102	芦北-3-4	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-103	芦北-3-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-104	芦北-3-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-105	中町-2-2	小竹町大字新多及び大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-106	芦北-2-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-107	芦北-2-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-108	芦北-1-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-109	芦北-1-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-110	芦北-1-3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-111	新多-1-4	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-112	新多-1-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-113	新多-1-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-114	新多 11-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-115	新多 11-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-116	新多-4-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-117	新多-4-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-118	新多-1-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-119	六田ヶ浦-4	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-120	六田ヶ浦-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-121	六田ヶ浦-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-122	六田ヶ浦-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-123	六田ヶ浦-5	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-/レッド*
急傾斜地	401-K-124	中町-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-125	中町-2-1	小竹町大字新多及び大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-126	中町-2-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-127	新多 8-5	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-128	新多 8-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-129	新多 8-1	小竹町大字新多及び大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-130	新町-8-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-131	新町-8-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-132	新町-8-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-133	新町-8-4	小竹町大字新多	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-134	新町-8-5	小竹町大字新多	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-135	毛勝-2-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-136	毛勝-2-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-137	毛勝-2-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-138	新多-2-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-139	新多-2-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-140	新多-2-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-141	新多-2-4	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-142	新町 9	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-143	新町-2-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-144	新町-2-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-145	新町-2-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-146	新町-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-147	新町-4-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-148	新町-4-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-149	新町-5-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-150	新町-4-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-151	新町-5-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-152	新町-7-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-153	新町-7-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-154	新町-7-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-155	新町-7-4	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-156	新町-9	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-157	新町-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-158	新多区-1	小竹町大字新多	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-159	新多区-8	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ/レッド
急傾斜地	401-K-160	新多区-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-161	新多区-5	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-162	新多区-6	小竹町大字新多	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-163	新多区-4	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-164	新多区-7	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-165	新多区-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-166	毛勝-1-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-167	毛勝-1-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-168	新町-6-1	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-169	新町-6-2	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-170	新町-7-5	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-171	新多 8-4	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-172	新多 8-3	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-173	南良浦-3-5	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-174	南良浦-3-4	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-175	南良浦-3-2	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-176	南良浦-3-3	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-177	南良浦-3-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-178	南良浦-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-179	南良浦-2-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-180	南良浦-2-5	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-181	南良浦-2-4	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-182	南良浦-2-3	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-183	中央-1-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-184	中央-3-3	小竹町大字勝野	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-185	中央-3-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-186	中央-3-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-187	新多 10	小竹町大字新多	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-188	中央-2-1	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-189	中央-2-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-190	中央-1-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-191	中央-1-3	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-192	南良浦-2-2	小竹町大字勝野	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-193	新山崎-1	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-194	新山崎-2	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-195	新山崎-3-2	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-/レッド
急傾斜地	401-K-196	新山崎-3-1	小竹町大字新山崎及び 大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-197	新山崎-4-3	小竹町大字新山崎	○	—	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-198	新山崎 6-3	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-199	新山崎 6-2	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-200	新山崎 6-4	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-201	新山崎 6-1	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-202	新山崎-4-2	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-203	新山崎-4-1	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-204	新山崎 5-1	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-205	新山崎 5-2	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-206	新山崎-4	小竹町大字新山崎	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-207	南良津-3-1	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-208	南良津-3-2	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-209	南良津-2	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-210	南良津-4-2	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-211	南良津-4-1	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-212	南良津-1-3	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-213	南良津-1-2	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-214	南良津-1-1	小竹町大字南良津	○	○	H25. 3. 5	313/314
急傾斜地	401-K-215	御徳二-1-1	小竹町大字御徳	○	○	H30. 11. 9	959/960
急傾斜地	401-K-216	御徳二-1-2	小竹町大字御徳	○	○	H30. 11. 9	959/960
急傾斜地	401-K-217	御徳 3	小竹町大字御徳及び 飯塚市勢田	○	○	R3. 6. 18	632/633

2-4 山腹崩壊危険地区(民有林)

番号	位 置			保全対象			危険度 ランク
	町名	大字	字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路	
401-001	小竹	赤地	カタジロ	-	3	町道	C
401-002	小竹	赤地	ヤナギハラ	65		町道	B
401-003	小竹	御徳	イタジリ	13		町道	B
401-004	小竹	勝野	フクサイジ		3	町道	C
401-005	小竹	勝野	クサバ		-	町道	C
401-006	小竹	勝野	ウルシダニ		2	町道	C
401-007	小竹	新多	イチイガウラ		1	町道	C
401-008	小竹	赤地	モトハシ	22		町道	B
401-009	小竹	赤地	カシワギ	6		町道	C

2-5 220 ライフライン関連事業者

(令和4年3月現在)

区分	施 設 名	所在地	電話番号	備考
電気	青沼電気	小竹町大字赤地 1361-1	0949-24-8093	
電気	稲益電気	小竹町大字新多 1443	09496-2-0361	
電気	(有)パナックスカトー	小竹町大字勝野 4053-6	09496-2-0065	
電気	(有)三浦電設	小竹町大字新多 362-1	09496-2-0276	
電気	渡辺電器商会	小竹町大字南良津 1651	09496-2-5964	
電気	(株)エコナネット小竹支社	小竹町大字御徳 1203	09496-2-4778	
電気	(有)みつる電気商会小竹営業所	小竹町大字御徳 1658-8	09496-2-2751	
水道施設	(有)梶原設備工業	小竹町大字新多 321	09496-2-0757	
水道施設	(有)菊地水道設備	小竹町大字赤地 1852	0949-24-0791	
水道施設	(有)野見山設備	小竹町大字勝野 2996-1	09496-2-6566	
ガス	(株)小竹ガス商会	小竹町大字勝野 2806-4	09496-2-0425	

2-6 水道施設・し尿処理施設

1 水道施設

(令和4年3月現在)

施設名	所在地	電話番号	備考
御徳浄水場	御徳 592	2-0226	
配水池	御徳 418-1	-	
口伝ヶ浦調整池	御徳 1701-3	-	
鴻の巣団地調整池	御徳 1920-6	-	
七福団地調整池	勝野 3997	-	
堀団地調整池	勝野 4002-3	-	
毛勝調整池	新多 588-24	-	
六田ヶ浦調整池	新多 1426	-	
七福区 19 組調整池	勝野 2746-9	-	

2 し尿処理施設

(令和4年3月現在)

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (t/日)
ふくおか県央環境施設組合	飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町	ふくおか県央環境施設組合 第2 清掃センター	S52.2	嫌気	85
小竹町	小竹町	小竹町南良津、新山崎、中央区農業集落排水処理施設	H9.2	嫌気	243

2-7 避難路整備計画

第2部第1章第8節「交通施設の災害予防」について、次のとおり避難路を選定し、当該道路の防災対策に向けて計画及び整備を推進する。

■町の主な避難路

一般国道	200号
主要地方道	74宮田小竹線
一般県道	461南良津宮田線, 470勝野下境線, 476小竹颯田線
1級町道	1御徳・中泉線, 2権現堂幹線, 3御徳・颯田線, 4南良津・新山崎線, 5千俗・塩頭線, 6中島・芦北幹線, 7勝野・塩頭線, 8中山幹線, 9菅牟田幹線, 10勝野・長井鶴線, 11南良津・勝野幹線, 12勝野・勢田線, 13砂田・芦北線
2級町道	101兵丹幹線, 102赤地幹線, 103御徳工業団地・権現堂2号線, 104御徳幹線, 105定徳・井田尻幹線, 106南良津1号線, 107福才寺線, 108稲葉線, 109勝野・新多線, 110兵丹・宮田線, 111赤地・鴻ノ巣線, 112水落・西ノ前線, 113権現堂2号線, 114草場裏・大浦線, 115大浦・明ヶ坂線, 116小竹駅1号線, 勝野・勢田線, 草場浦・大浦線, 大浦・恵下線, 勝野・長井鶴線

建設課（令和4年3月時点）

2-8 災害応援協定一覧

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
1	601 福岡県消防相互応援協定書	S25. 03. 28	福岡県内の市町村、消防事務組合	県内において大規模災害時における相互応援
2	602 宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定書	H01. 07. 01	宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町	消防相互応援 603 宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町 消防相互応援協定実施細則
3	604 避難所施設利用協定書	H25. 03. 01	福岡県小竹高等技術専門学校	小竹高等技術専門学校の避難所利用
4	605 大規模な災害時の応援に関する協定書	H23. 11. 16	国土交通省九州地方整備局	大規模災害時の応援、二次災害を防止
5	606 地震、台風、豪雨その他の災害に係る応急工事に関する協定書	S25. 03. 28	小竹町防災組合長	二次災害の防止及び災害発生後の復旧に係る応急工事
6	607 災害時における食糧供給協力協定	H07. 06. 30	福岡県	災害時における応急食糧の供給協力
7	608 災害時における物資供給協定	H24. 05. 01	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時の物資の供給
8	609 災害時における小竹町、小竹町内郵便局の相互協力に関する覚書	H10. 11. 02	小竹町内郵便局	災害時の相互応援
9	610 災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定	H25. 02. 04	福岡県葬祭業協同組合	災害時の葬祭用品の供給及び遺体の搬送等
10		R0. 0. 0		

1 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方・鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地区

久留米広域市町村圏事務組合、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、みやま市及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。

ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊等の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞状金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改 廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委 任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成23年3月30日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等は、その写しを各1通保管するものとする。

平成25年3月28日

北	九	州	市	長		那	珂	川	町	長		み	や	こ	町	長
福	岡	市	市	長		宇	美	町	町	長		吉	富	町	町	長
大	牟	田	市	長		篠	栗	町	町	長		上	毛	町	町	長
久	留	米	市	長		志	免	町	町	長		築	上	町	町	長
直	方	市	市	長		須	恵	町	町	長						
飯	塚	市	市	長		新	宮	町	町	長						
田	川	市	市	長		久	山	町	町	長						
柳	川	市	市	長		粕	屋	町	町	長						
八	女	市	市	長		芦	屋	町	町	長						
筑	後	市	市	長		水	巻	町	町	長						
大	川	市	市	長		岡	垣	町	町	長						
行	橋	市	市	長		遠	賀	町	町	長						
豊	前	市	市	長		小	竹	町	町	長						
中	間	市	市	長		鞍	手	町	町	長						
小	郡	市	市	長		桂	川	町	町	長						
筑	紫	野	市	長		筑	前	町	町	長						
春	日	市	市	長		東	峰	村	町	長						
大	野	城	市	長		大	刀	洗	町	長						
宗	像	市	市	長		大	木	町	町	長						
太	宰	府	市	長		広	川	町	町	長						
古	賀	市	市	長		香	春	町	町	長						
福	津	市	市	長		糸	田	町	町	長						
う	き	は	市	長		川	田	町	町	長						
宮	若	市	市	長		大	崎	町	町	長						
嘉	麻	市	市	長		赤	任	町	町	長						
朝	倉	市	市	長		福	村	町	町	長						
み	や	ま	市	長		苺	智	町	町	長						
糸	島	市	市	長			田	町	町	長						

八女地区消防組合管理者
筑紫野太宰府消防組合管理者
飯塚地区消防組合長
春日・大野城・那珂川消防組合長
福岡県田川地区消防組合管理者
久留米広域市町村圏事務組合長
京築広域市町村圏事務組合消防管理者
直方・鞍手広域市町村圏事務組合長
甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長
粕屋南部消防組合長
粕屋北部消防組合長
宗像地区事務組合長
遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事

2 宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定書

宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規程に基づき消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災又は地震等の災害発生の際に関係町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災 害 消防組織法第1条に規定する災害をいう。
- （2） 町 宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町の各町をいう。
- （3） 長 各町の町長をいう。
- （4） 代理者 団長若しくは副団長又はその権限の委任を受けた町の総務主管の長とする。
- （5） 応援側 災害が発生した町へ、応援隊を派遣する町をいう。
- （6） 受援側 災害が発生し、応援を受ける町をいう。
- （7） 応援隊 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第8項に定める消防隊と資器材等をいう。

（応援要請）

第3条 応援の要請は、受援側の町長又はその代理者から、応援側の町長又はその代理者に対して必要な事項を明確にして行うものとする。

（応援隊の派遣）

- 第4条 応援側は、前条の規定に基づき応援の要請を受けた場合は直ちに応援隊を派遣するものとする。ただし、応援側の事情で応援の要請に応ずることが困難な場合は、応援隊の数を減じ又は派遣しないことができる。
- 2 応援側は、前項の規定にかかわらず関係町の行政境界付近又は特殊大災害等の状況によっては、所要の応援隊を派遣することができる。
この場合における応援は、前条の応援要請があったものとみなす。
 - 3 応援側は前2項の規定に基づき応援隊を派遣したときは、応援隊数、出発時刻及び到着予定時刻等を、派遣しないときはその旨を受援側に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第5条 受援側は、応援隊の集結場所に誘導員を配置し応援隊の誘導につとめるものとする。

（応援隊の指揮）

- 第6条 応援隊の長は、消防活動について速やかに受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。
- 2 応援隊は、受援側の現場最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

（費用の負担）

第7条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- （1） 燃料（第3号に掲げるものを除く。）及び団員の手当等経常的経費、機械器具の修理、交通事故（第4号に掲げるものを除く。）並びに団員の公務災害補償に関する費用は、応援側の負担とする。
- （2） 賞じゅつ金に関する費用については、応援隊員の所属する各町の条例に基づき、各2分の1を負担する。
- （3） 災害現場で補給する燃料等現物給付及び化学消火薬剤に関する費用は、受援側の負担とする。

る。

- (4) 第三者に与えた損害のうち交通事故の場合は、保険の範囲を超える費用については各2分に1を負担するものとし、その他の事故並びに前各号以外のことに關する費用については、当該者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第8条 この協定の改正又は廃止については、協力者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、各町の団長が協議して定める。

附則

本協定を証するため本書4通を作成し、各町の町長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成元年 7月 1日

宮田町長

小竹町長

若宮町長

鞍手町長

3 宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定実施細則

宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定書(以下「協定書」という。)第9条の規定に基づき、消防活動の円滑な実施に関して次のように定める。

(応援要請の方法)

第1条協定書第3条の応援要請は、次の事項を電話、その他の方法により行うものとする。

- (1) 災害発生日時
- (2) 災害の種別及び発生場所
- (3) 災害の状況及び集結場所
- (4) 活動内容及び災害現場の最高指揮者の職、氏名
- (5) その他必要事項

2 受援側の団長は、事後速やかに応援側の団長に対して応援要請書(様式第1号)を提出するものとする。

(消防活動)

第2条協定書第6条第1項の消防活動とは、応援隊が応援のため消防車の車庫を出発してから帰庫するまでのすべての行動を含むものとする。

ただし、応援に関する目的を終了した後、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始するまでとする。

(報告)

第3条応援側の団長は、受援側の団長に対して、応援出動の内容を応援消防隊等活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 受援側の団長は、消防活動等の終了後速やかに応援側の団長に対して、災害の概要を災害概要報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(費用負担)

第4条協定書第7条第1号の団員の手当等には、関係町の賞じゅつ金条例の見舞金を含むものとする。

2 同条第4号の保険については、関係町は任意保険の種別及び最高限度額については同種及び同一額となるよう努力するものとする。

3 同条第4号のその他の事故等に関する費用については特別の事情がない限り各2分の1の負担を基調として協議するものとする。

(費用の請求)

第5条応援側が行う費用の請求は、応援消防隊等活動状況報告書(様式第2号)を添えて、応援出動の費用請求について(様式第4号)により行うものとする。

附則

- 1 この実施細則は、協定書発効の日から効力を有するものとする。
- 2 この協定が成立したことを証するため、この実施細則4通を作成し、各町の団長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成元年 7月 1日

宮田町長

小竹町長

若宮町長

鞍手町長

4 避難所施設利用協定書

小竹町（以下「甲」という。）と福岡県立小竹高等技術専門校（以下「乙」という。）との間において、災害時における小竹高等技術専門校の避難所としての利用に関し、協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が小竹高等技術専門校講堂等（以下「講堂等」という。）を災害時における小竹町民の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、地震、風水害時における避難所として、講堂等を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- （1）避難所 福岡県立小竹高等技術専門校
- （2）利用施設 講堂、視聴覚室、会議室

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、講堂等を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は乙に対し開設した旨を連絡するものとする。

3 甲及び乙は、夜間、休日を問わず避難所を速やかに開設できるよう、講堂等の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、乙の業務に支障が生じる場合は、避難所の使用を中止する。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担する。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しない。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の火から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（原状復旧）

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

乙と甲は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年3月1日

甲 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3349 番地
小竹町町長 松尾 勝徳

乙 福岡県鞍手郡小竹町大字新多 514-1
福岡県立小竹高等技術専門校長 金澤 克朋

5 大規模な災害時の応援に関する協定書

小竹町長（以下「町長」という。）と国土交通省九州地方整備局（以下「局長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 小竹町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と小竹町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を小竹町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、小竹町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局遠賀川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた小竹町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 小竹町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- （1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として小竹町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 小竹町総務課と九州地方整備局企画部防災課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、町長と局長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、小竹町においては総務課長、九州地方整備局においては企画部防災課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年11月16日から適用する。

平成23年11月16日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長 中嶋 章雅

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3349番地
小竹町長 松尾 勝徳

6 地震、台風、豪雨その他の災害に係る応急工事に関する協定書

小竹町長（以下「甲」という。）と小竹町防災組合長（以下「乙」という。）は、地震、台風、豪雨その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止、災害が発生した場合の二次災害の防止及び災害発生後の復旧に係る応急工事（以下「災害応急工事等」という。）の施工に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に掲げる施設の機能の確保及び回復のため、災害応急工事等を実施することを目的とする。

- （1）甲が管理する道路及び河川（里路及び水路を含む。）その他の公共土木施設
- （2）その他甲が管理する公共施設

（出動協力要請及び支援要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができる。

（災害応急工事等施工者）

第3条 乙は、災害応急工事等を円滑に施工するため、小竹町防災組合に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めなければならない。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

- 2 乙は、他の管内から支援救助する施工業者（以下「支援施工業者」という。）の工事施工区間又は区域を決定し、支援施工業者に対し指示することができる。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。
- 3 乙は、前2項の工事施工区間又は区域を決定又は変更したときは、甲に通知しなければならない。

（要請手続）

第4条 第2条の要請を行う場合の要請手続は、次の区分に従い行うこととする。

（1）連絡可能な場合の要請

通常の連絡方法が可能な場合は、電話等により乙に出動を要請し、併せて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡する。

（2）連絡不可能な場合の要請

災害により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がない場合であっても、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める甲の要請があったものとみなし、施工業者に災害応急工事等を施工させる。

（協力活動）

第5条 施工業者は、災害発生時においては甲から乙への現地調査の要請の有無にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、被害状況等を甲に連絡するものとする。

- 2 災害応急工事を実施する施工業者及び支援施工業者（以下「施工業者等」という。）は、現地に派遣された小竹町職員（以下「職員」という。）の指示に従い、施工するものとする。
- 3 災害応急工事等の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき、施工するものとする。
- 4 前3項の活動及び工事については、無償とする。ただし、災害応急工事等を施工するに際し要した原材料費等については、乙は甲に請求することができる。

（着工報告）

第6条 乙は、施工業者等が災害応急工事等に着手したときは、その状況を速やかに様式1によ

り甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後様式1を提出するものとする。

(費用の請求)

第7条 第5条第4項規定により施工業者等が一時立替えた費用については、様式2による請求に基づき、協議の上支払うものとする。

(災害補償)

第8条 第2条の規定に基づき災害応急工事等活動に従事した者が負傷し、死亡し、疾病にかかり、又は障害を負った場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとする。

(非優先権)

第9条 災害応急工事を行った施工業者については、本工事施工に際していかなる優先権を与えるものではない。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。この協定を証するため、協定書を2部作成し、甲乙は各1部を保有する

平成23年4月1日

小竹町長 松尾 勝徳

小竹町防災組合
組合長 桑村 英樹

7 災害時における食糧供給協力協定

福岡県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における応急食糧の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、福岡県内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 供給を必要とする食糧の種類及び数量
- (3) 協力を必要とする期間及び納入場所
- (4) その他必要な事項

（協 力）

第2条 乙は、前条により甲の食糧供給の要請を受けたときは、食糧の供給に積極的に協力し、甲の指定する場所に必要数量を納入するものとする。

（費用弁償）

第3条 この協定に基づく協力のため要した費用は、甲が負担する。ただし、甲が負担すべき食糧の価格は、甲乙双方が協議のうえ、災害発生時直前における適正な価格とする。

（細 目）

第4条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は締結の日から適用する。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

平成7年6月30日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福 岡 県
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙 所在地
名 称
代表者

8 災害時における物資供給協定

福岡県小竹町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に協議が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月1日

甲 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3349 番地
小竹町町長

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

9 災害時における小竹町、小竹町内郵便局の相互協力に関する覚書

小竹町(以下「甲」という。)及び小竹町内郵便局(別紙に掲げる郵便局、以下「乙」という。)は、小竹町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、小竹町と小竹町内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条1号に定める被害をいう。

(協力要請事項)

第2条 甲及び乙は、小竹町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲及び乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用
- (2) 甲又は乙が収集した被害住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (3) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び救護対策、並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- (4) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への助言)

第5条 乙は小竹町災害対策本部に対して必要に応じて助言することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を調整するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、小竹町もしくは小竹町内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては小竹町総務課長、乙においては小竹郵便局長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の

上決定する。

附則

実施期間は、双方の申し出がない限り継続するものとする。
この覚書を2通作成し、甲・乙両者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成10年11月 2日

甲 小竹町長

乙 小竹郵便局長

新多郵便局長

10 災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と福岡県葬祭業協同組合（以下「乙1」という。）、北九州葬祭業協同組合（以下「乙2」という。）、福岡県遠賀葬祭業協同組合（以下「乙3」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等（以下「葬祭用品の供給等」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した県内の市町村から甲に対し、葬祭用品の供給等に係る協力の要請があったときに甲が行うあつせん並びに乙1、乙2及び乙3（以下「乙」と総称する。）並びに丙からの市町村に対する葬祭用品の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市町村から葬祭用品の供給等に係る協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対し葬祭用品の供給等に係る協力の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

3 第1項の協力の要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対し口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

4 乙は、甲から第1項の協力の要請があった場合において、乙のみでは葬祭用品の供給等の実施が困難である場合は、丙に対し協力を依頼することができる。

5 甲は、やむを得ない事情により、乙に対する連絡がとれない場合においては、丙に対し要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条第1項の協力の要請を受けたときは、適切な措置を取るとともに、速やかに対応状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告を受けた乙の応諾状況について、速やかに要請を行った市町村へ報告するものとする。

（協力業務）

第4条 甲の要請により乙及び丙が協力する業務は、次のとおりとする。

- (1) 葬祭用品等の供給及び役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他甲の要請により乙及び丙が応じることができる業務

（協力業務の実施）

第5条 乙又は丙は、第2条第1項又は第4項の規定による協力の要請に応じた後は、市町村の指示に従い、葬祭用品の供給等を行うものとする。

2 乙又は丙は、葬祭用品の供給等が完了したときは、甲に報告するものとする。

（緊急要請）

第6条 第2条第1項又は第5項の規定による協力の要請について、やむを得ない事情により、甲から乙又は丙に対する連絡がとれない場合においては、甲は、直接乙又は丙の会員に対し当該要請をすることができる。

2 前項の要請については、第3条の規定を準用する。

(費用の請求)

第7条 乙又は丙は、実施した葬祭用品の供給等に要した費用を第5条に基づく指示を行った市町村に請求するものとする。

2 前項の費用の請求手続は、第5条に基づく指示を行った市町村と協議及び調整の上行うものとする。

3 第1項の費用は、災害発生の直前における市場の適正価格を基準に福岡県災害救助法施行規則（昭和40年福岡県規則第44号）の別表第二の十、十一及び十二の項の救助の程度、方法及び期間の欄に定める額を上限として、第5条に基づく指示を行った市町村と乙又は丙とで協議の上決定するものとする。

(市町村事務の代行)

第8条 災害救助法が適用された場合において、やむを得ない事情により市町村が第5条に基づく指示を行うことが困難な場合は、当該市町村に代わって甲が必要な事務を行うことができる。

(協力体制の整備)

第9条 乙及び丙は、災害時において相互に円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第10条 乙及び丙は、協力業務の実施中に得た災害情報を必要に応じて甲に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙及び丙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、乙及び丙は連絡責任者を定め、甲に連絡するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県 福岡県知事

- 乙1 福岡県太宰府市観世音寺 1－1 1－1
福岡県葬祭業協同組合 理事長
- 乙2 福岡県北九州市若松区浜町 2－3－2 8
北九州葬祭業協同組合 理事長
- 乙3 福岡県中間市長津 2－3－2
福岡県遠賀葬祭業協同組合 理事長
- 丙 東京都港区港南二丁目 4 番 1 2 号
全日本葬祭業協同組合連合会 会長

2-9 災害時における臨時ヘリポート

(平成31年4月現在)

臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	備考(広さ) (幅m×長さ)
小竹南小学校グラウンド	大字勝野 3540	小竹町教育委員会	60×90
小竹西小学校グラウンド	大字新多 466-1	小竹町教育委員会	90×100
小竹北小学校グラウンド	大字御徳 1375	小竹町教育委員会	85×100
小竹中学校グラウンド	大字御徳 656	小竹町教育委員会	100×100
町総合運動公園内グラウンド	大字勝野 1757-1	小竹町教育課	113×100

福岡県災害時受援計画(資料編)

2-10 消防団詰所

(令和4年4月現在)

施設名	所在地	電話番号	備考
小竹町消防団第1分団格納庫	勝野 3326-1	-	
小竹町消防団第2分団格納庫	新多 1465-4	-	
小竹町消防団第3分団格納庫	南良津 2002-1	-	
小竹町消防団第4分団格納庫	御徳 1137-1	-	

2-11 水防倉庫

(令和4年4月現在)

(1) 設置場所

施設名	所在地	管理者	備考
旧小竹町役場	勝野3349	小竹町役場総務課	
水防倉庫（新多）	新多1458-1		
水防倉庫（御徳）	御徳2166		

(2) 備蓄状況

備蓄資材	数量	備蓄資材	数量
ボート	1 隻	マックスフロー (ビニールロープ)	4 個
シート（ブルー）	8 枚	発電機	1 個
照明一式	3 式	延長コード	3 個
水中ポンプ（汚水用）	1 3 箱	巻尺	1 個
ウォーターゲル (10袋入)	4 箱	ライト（投光機）	5 個
土のう (内：400袋、10袋50枚入)	2 4 0 0 枚	コンロ	2 個
ダイゴンホース	2 箱	ライト一式	2 式
使用ホース	6 本	標識ロープ	1 4 本
ホース器材（備品）	1 箱	照明一式	2 式
軍手、紙ヒモ等	1 箱	たんぼぼ（木炭関係）	9 袋
一輪車	7 台	ホース（青）	1 9 本
スコップ	2 4 丁	鳶口	2 本
ハンマー：木	5 丁	バケツ（ポリ）	9 個
ハンマー：鉄	3 丁	バケツ（鉄）	7 個
ピッケル（ツルハシ）	1 0 本	浮き輪	2 個
鍬	9 本	ロープ	4 本
ドラム缶：小	2 9 缶	救命具	5 着
ドラム缶：大	1 缶	懐中電灯	1 0 個
（消防団配布）			
ライフジャケット	58		
トランシーバー	36		

2-12 207 町防災行政無線

(令和4年4月現在)

(1) 親局

No	呼出名称	設置場所	地番	管理責任者	備考
0	役場	役場本庁舎	大字勝野 3167-1	総務課長	

(2) 固定系（屋外子局）

No	呼出名称	設置場所	地番	管理責任者	備考
1	兵丹区	兵丹区公民館	大字赤地 1849-1	総務課長	
2	赤地 1	赤地区公民館	大字赤地 843-3	〃	
3	赤地 2	内藤鍛造所駐車場横	大字赤地 279-1	〃	
4	南良津 1	南良津公民館	大字南良津 1995-1	〃	
5	南良津 2	新作橋横町道	大字南良津 1130	〃	
6	南良津 3	恵下田橋横	大字南良津 1452	〃	
7	南良津 4	JR 路線と恵下田橋の中間	大字南良津 1055-2	〃	
8	南良津 5	新山崎区中継真空ポンプ場付近	大字新山崎 329-22	〃	
9	南良津 6	お堂前 JR 踏切手前	大字南良津 497-1	〃	
10	御徳 2-1	御徳二区公民館横公園内	大字御徳 1769-3	〃	
11	御徳 2-2	旧消防第 4 分団格納庫敷地	大字御徳 2166 番地先	〃	
12	御徳 2-3	御徳工業団地町道	大字御徳 1673-3	〃	
13	御徳 2-4	御徳 2 区 9 組	大字御徳 1884-1	〃	アンサーバック無
14	新山崎 1	小竹町米麦共同乾燥調整施設	大字新山崎 720	〃	
15	新山崎 2	新山崎区防火水槽横	大字新山崎 678-6	〃	
16	新山崎 3	新山崎区公民館南	大字新山崎 997	〃	
17	御徳 1-1	御徳一区公民館	大字御徳 981-1	〃	
18	御徳 1-2	町道御徳幹線（御徳 1 区 8 組）	大字御徳 1237-2	〃	
19	御徳 1-3	御徳 1 区公園	大字御徳 377-3	〃	
20	御徳 3	御徳 3 区公民館	大字御徳 167-114	〃	
21	中央 1	中央区公民館	大字勝野 1700-3	〃	
22	中央 2	跨線橋西詰	大字勝野 1438-1	〃	
23	中央 3	中央区八反田橋横	大字勝野 1587-1	〃	
24	毛勝	毛勝区公園	大字新多 589-1	〃	
25	新多 1	新多集会所	大字新多 398-4	〃	
26	新多 2	西小学校の西（中山入り口）	大字新多 544-6	〃	
27	新多 3	六田ヶ浦防火水槽横	大字新多 1578-1	〃	
28	新多 4	松末隆一宅前（新多）	大字新多 130-3	〃	
29	本町	本町区集会所	大字新多 1416	〃	
30	栄町	栄町区公園	大字新多 1489-1	〃	
31	勝野 2-1	勝野 2 区公民館	大字勝野 1915-1	〃	
32	勝野 2-2	勝野 2 区（新町道・昭和産業）	大字勝野 2965-4	〃	
33	勝野 1-1	勝野 1 区公民館	大字勝野 3217-3	〃	
34	勝野 1-2	駅北町道（防火水槽用地）	大字勝野 2183-22	〃	
35	勝野 1-3	勝野 1 区（防火水槽用地）	大字勝野 3048-1	〃	
36	芦北 1	芦北区公民館	大字勝野 4204-4	〃	
37	芦北 2	塩頭溜池横（溜池地）	大字勝野 4204-31	〃	
38	七福 1	七福区コミュニティーセンター	大字勝野 2837-1	〃	

No	呼出名称	設 置 場 所	地 番	管理責任者	備考
39	七福 2	七福区（幼稚園敷地内）	大字勝野 2746-7	〃	
40	峰畑 1	峰地区南住民センター	大字勝野 4059-1	〃	
41	小竹	貴船神社	大字勝野 3734	〃	
42	小竹 2		大字勝野 3334	〃	

2-13 町有車両一覧

(令和4年4月現在)

担当課		車 名	登録ナンバー	SP	備考
総務課	庶務係	消防車 1分団	筑豊830 な 119	○	
		消防車 2分団	筑豊830 の 119	○	
		消防車 3分団	筑豊830 ね 119	○	
		消防車 4分団	筑豊830 ぬ 119	○	
		消防小型ポンプ車	筑豊800 さ 365	○	
		消防指令車	筑豊800 さ 6009	○	
管財課	管財係	トヨタ プリウス1号	筑豊300 て 368		
		トヨタ クラウン2号	筑豊500 な 6727		
		庁用バス	筑豊200 さ 529		
		三菱 軽トラック	筑豊480 う 8845		
		トヨタ プリウス2号	筑豊300 て 367		
		スバル ステラ	筑豊580 さ 923		
		ホンダ ストリーム	筑豊500 の 3733		
		日産 ウィングロード	筑豊500 ひ 9822		
		スバル ワゴンR	筑豊580 て 6137		
		スズキ エブリー	筑豊480 か 5717		
		スズキ ダンプ	筑豊480 く 3147		
建設課		スズキ エブリー	筑豊480 え 4108		
		三菱 ミニキャブ	筑豊480 い 8267		
		トヨタ カローラ	筑豊500 に 4920		
農政環境課		スズキ エブリー	筑豊480 か 62		
		トヨタ ウィッシュ	筑豊500 て 3228		
		スズキ エブリー	筑豊480 う 4529 う		
		トヨタ ダンプ	筑豊100 さ 4768		
		スズキ キャリートラック	筑豊480 い 9460		
		スズキ ダンプ	筑豊480 か 7276		
		スズキ エルフ	筑豊400 せ 805		

※ SP:スピーカー付

担当課		車 名	登録ナンバー	SP		備考
上下水道課		トヨタ プロボックス	筑豊480 き 7071			
		キャリー	筑豊480 え 2697			
		スバル ステラ	筑豊580 け 2634	○		
		ダイハツ ハイゼットカーゴ	筑豊480 き 3445			
教育課	学校給食係	三菱 トラック	筑豊100 さ 4783			
		三菱 ミニカ	筑豊480 う 622			
	社会教育係	マツダ プレマシー	筑豊500 の 5753			
		スズキ エブリィ	筑豊480 き 19			
		ニッサン トラック	筑豊400 す 5453			
		スバル サンバーダンプ	筑豊480 い 3485			
		スズキ ワゴンR	筑豊580 ん 5753			
福祉課	福祉係	ひまわり1号	筑豊200 さ 916			
		ひまわり2号	筑豊200 さ 917			
		トヨタ ハイエース	筑豊300 て 8803 て			
		スズキ ワゴンR	筑豊580 け 3321			
		園児バス ゾウ	筑豊200 さ 96			
		園児バス リス	筑豊200 さ 458			
	包括支援センター	スズキ アルト	筑豊580 た 9030			
		スズキ アルト	筑豊580 に 2054			
		スズキ アルト	筑豊580 そ 981			
	こども園	スバル R2	筑豊580 け 2883			
健康増進課	健康対策係	トヨタ ハイエースワゴン	筑豊88 さ 1723			
		スズキ ワゴンR	筑豊50 さ 1239			
		スバル ステラ	筑豊580 さ 924			
町立病院		トヨタ ステーション	筑豊500 ひ 2493			

※ SP:スピーカー付

2-14 ごみ・廃棄物処理施設

1 リサイクルセンター

(令和4年4月現在)

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力(t/日)
宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市、小竹町、鞍手町	くらしクリーンセンター	H14.1 2	不明	66

2 最終処分場

(令和4年4月現在)

設置者	構成市町村	施設名	埋立容量(m³)
宮若市外二町じん芥処理施設組合泉水最終処分場	宮若市、小竹町、鞍手町	管理型処分場	64,223 (平成25年11月末現在の 残余量 38,693m³)

1 遺体安置所

(令和4年4月現在)

番号	町名	名称	所在地	連絡先	対象地区
1	小竹町	円照寺	新多 1483	2-0827	
2	小竹町	實相寺	勝野 3688	2-0206	
3	小竹町	正行寺	勝野 4152	2-0836	
4	小竹町	正行寺	御徳 1218-1	2-7856	
5	小竹町	聖光寺	新多 156-1	2-2107	
6	小竹町	信覚寺	勝野 3733-2	2-0097	
7	小竹町	発光院	新多 154	2-3404	
8	小竹町	明楽寺	勝野 8277	2-0142	
9	小竹町	竜屋寺	勝野 3697	2-0589	

2 近隣火葬場

(令和4年4月現在)

名称	所在地	処理能力	
		体/日	火葬炉数
飯塚市斎場	飯塚市大字大日寺 736 番地	13	6

調整ページ

第3部 災害応急対策

3-1 小竹町防災会議条例

昭和41年12月24日

条例第27号

改正 昭和52年4月1日条例第8号

改正 平成12年3月29日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、小竹町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を掌る。

- (1) 防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 関係災害の情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基く政令により、その権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関（法第2条第5号に定める者をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号に定めるものをいう。以下同じ。）の職員のうちから町長が任命する者
- (8) その他町長において必要と認める者

(専門委員)

第6条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、福岡県及び小竹町の職員又は学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

小竹町防災会議委員名簿

(令和4年6月現在)

区分	機 関 等 名	職 名	所在地	電話番号
会長	小竹町	町長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1211
第1号 委員	国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 直方出張所	所長	直方市頓野 3330	0949-24-0083
	農林水産省 九州農政局 北九州地域センター	センター長	北九州市小倉北区田町 2-31	093-571-3623
	福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	所長	飯塚市新立岩 8-1	0948-21-4911
	福岡県直方県土整備事務所	所長	直方市日吉町 9-10	0949-22-5608
	福岡県飯塚農林事務所	所長	飯塚市新立岩 8-1	0948-21-4951
第3号 委員	直方警察署	署長	直方市殿町 5-31	0949-22-0110
第4号 委員	小竹町	副町長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1212
	小竹町	総務課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1212
	小竹町	企画調整課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1214
	小竹町	管財課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1215
	小竹町	議会事務局長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1967
	小竹町	税務住民課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1217
	小竹町	福祉課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1219
	小竹町	健康増進課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1224
	小竹町	建設課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1900
	小竹町	上下水道課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1960
	小竹町	農政環境課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1167
	小竹町	教育課長	小竹町大字勝野 1757	0949-62-0452
	小竹町	会計課長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1958
	小竹町	病院事務長	小竹町大字勝野 1191	0949-62-0282
第5号 委員	小竹町教育委員会	教育長	小竹町大字勝野 1757	0949-62-1961
第6号 委員	直方鞍手広域市町村圏 事務組合消防本部	消防長	宮若市大字宮田 16-1	0949-32-1130
	小竹町消防団	団長	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1211
第7号 委員	日本郵便(株) 小竹郵便局	局長	小竹町大字勝野 3504-1	0949-62-0042
	九州電力(株) 飯塚営業所	所長	飯塚市新飯塚 23-32	0120-986-104
第8号 委員	陸上自衛隊飯塚駐屯地 第2施設群第367坑道中隊	中隊長	飯塚市大字津島 282	0948-22-7651

3-2 小竹町災害対策本部条例

昭和41年12月24日
条例第28号
改正 平成8年3月27日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、小竹町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-3 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日
改正 平成6年4月1日
平成10年4月1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。

2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

1 災害救助法の適用基準に合致するもの。

2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

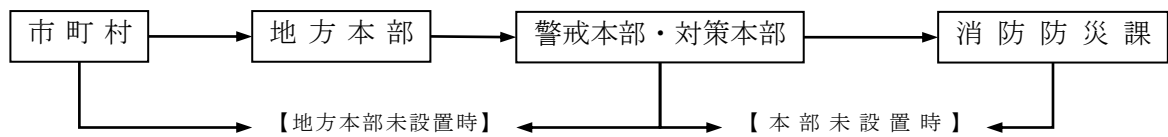
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

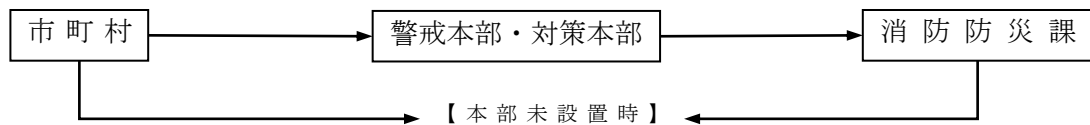
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)



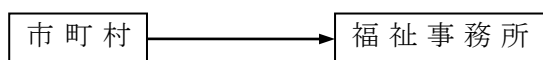
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)

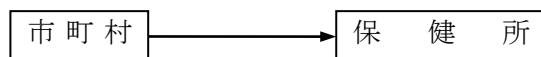


(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)

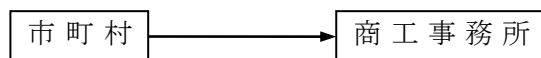


(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の3、様式第3号の1)



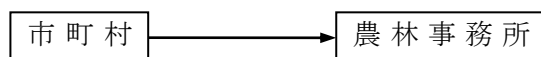
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



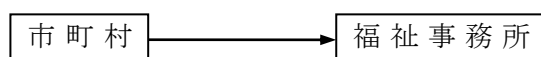
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



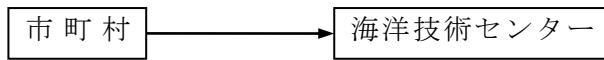
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10、)



(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12、)



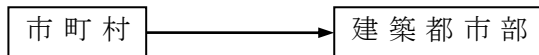
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



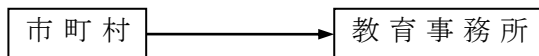
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



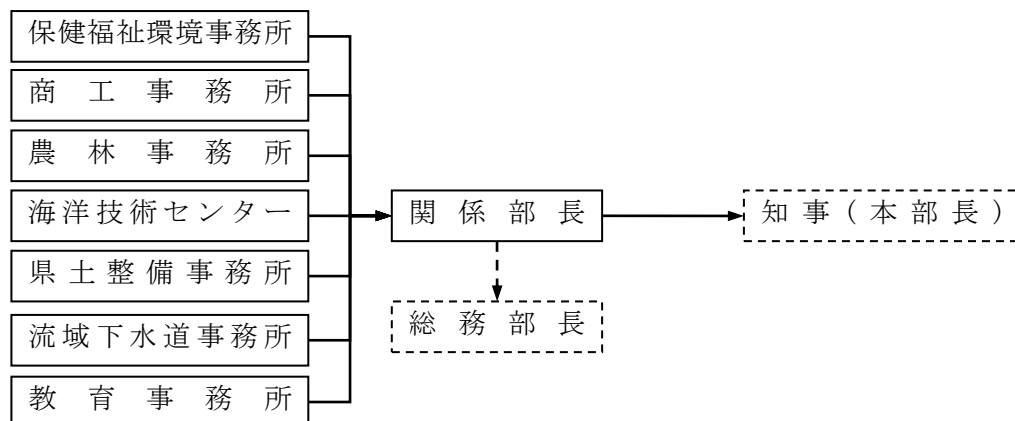
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事(又は災害対策本部長)に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長(消防防災課)に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

3-4 被害認定の基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
		軽傷者 当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	全壊、全焼又は流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。
	半壊又は半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のものをいう。又は、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	一部破損	損壊の程度が全半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が割れた程度のものを除く。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道(道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川(河川法の適用若しくは準用される河川)の堤防あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
世帯数	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
火災発生	被災者	被災世帯の構成員をいう。
	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。

その他用語の解説

用語	概 要
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-5 災害救助法による救助内容

救助の程度及び期間、実施弁償の基準

(令和2年7月14日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間		備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能			
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工		1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のため の水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上			
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全 壊		夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		全 焼 冬 31,200 半 壊 夏 6,100 半 焼 冬 10,000 床上浸水	40,400 56,200 8,300 12,400 13,000 18,400	65,700 82,700 11,400 15,100 19,000 2,600 21,900 27,600 3,600
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の当該地域の慣行料金の100分の80の以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊、（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により、使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	（洗浄・消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内（検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

資料編
第3部 災害応急対策

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人1日当り 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

3-6 福岡県災害救助法施行細則

昭和40年福岡県規則第44号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則（昭和35年福岡県規則第120号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（平13規則33）

（救助実施区域の告示）

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

（平13規則33・一部改正）

（市町村長の緊急処置）

第4条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

（平13規則33・平26規則1・一部改正）

（救助の組織）

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表第1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

（昭47規則55・追加、平10規則19・一部改正）

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（昭46規則71・昭47規則55・昭48規則64・平13規則33・平26規則1・一部改正）

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）
- (2) 公用変更令書（様式第4号）
- (3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

（平13規則33）

(物資の収用等の引渡等における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物質の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りではない。

（平13規則33・平19規則21・一部改正）

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

（平13規則33・一部改正）

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（様式第9号）
- (2) 公用取消令書（様式第10号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第11号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第12号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りではない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第13号）に、これを登録するものとする。

る。

(平 26 規則 1・一部改正)

第 12 条 削除

(平 13 規則 33)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第 13 条 省令第 4 条第 2 項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(平 13 規則 33・一部改正)

(実費弁償の程度)

第 14 条 政令第 5 条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第 3 のとおりとする。

(昭 46 規則 71・昭 47 規則 55・平 26 規則 1・一部改正)

(実費弁償請求書の様式)

第 15 条 省令第 5 条に規定する実費弁償請求書は、様式第 14 号による。

(立入検査証)

第 16 条 法第 10 条第 3 項において準用する第 6 条第 4 項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第 15 号による。

(昭 50 規則 59・平 19 規則 21・平 26 規則 1・一部改正)

第 17 条 削除

(平 13 規則 33)

(扶助金支給申請書の洋式等)

第 18 条 省令第 6 条第 1 項の規定による扶助金支給申請書は様式第 18 号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 前条第 3 項の規定は、省令第 6 条第 2 項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(平 13 規則 33・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第 19 条 知事は、法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を

市町村長が行うこととするときは、様式第19条により政令第17条第1項の規定による通知を行うものとする。

(平13規則33・全改、平26規則1・一部改正)

(繰替支弁)

第20条 法第29条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(平13規則33・平26規則1・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 決定報告による被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(昭47規則79・昭50規則59・平13規則33・一部改正)

第22条及び第23条 削除

(平13規則33)

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(昭43規則7・追加、昭45規則67・旧第24条繰上、昭47規則79・旧第23条繰下・一部改正、昭50規則59・平26規則1・一部改正)

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(昭45規則67・追加、昭47規則79・旧第23条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度(昭和29年4月福岡県告示第301号)
 - 二 災害救助金の支給基礎額(昭和30年7月福岡県告示第621号)
- (略)

附 則 (令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条の2関係)

3-7 注意報及び警報の種類（地震情報）並びに発表の基準

1. 気象警報等の基準

発表官署 福岡管区気象台（令和3年6月8日現在）

小竹町	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	筑豊地方		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	158
	洪水		流域雨量指数基準	庄内川流域=15
			複合基準 ^{*1}	遠賀川流域=(13, 32.1)
			指定河川洪水予報による基準	遠賀川上流部[川島], 遠賀川下流部[日の出橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14
			土壌雨量指数基準	102
	洪水		流域雨量指数基準	庄内川流域=12
			複合基準 ^{*1}	遠賀川流域=(11, 22.8), 庄内川流域=(11, 9.6)
			指定河川洪水予報による基準	遠賀川下流部[日の出橋]
	強風		平均風速	12m/s
	強風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
	なだれ		積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上	
	低温		夏期: 平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期: 沿岸部で最低気温 -4℃以下、内陸部で最低気温 -7℃以下	
霜		11 月 20 日までの早霜 3 月 15 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下		
着水・着雪		大雪注意報・警報の条件下で、気温 -2℃～2℃、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。

2. 特別警報・警報・注意報の種類

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生

種類		概要
		するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
注意報	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

3. 福岡県の予報区域細分図



4. 気象庁震度階級解説関連表

(令和4年3月)

1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4) 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6) 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3－8 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- （1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故〔（1）において「火災等」という。〕が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- （2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市

町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告するものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 特定違反対象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（ 1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、爆発火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

（3）社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 8) 上記1) から7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 武力攻撃実態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

（1）一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に、同一災害で大きな被害を生じているもの

4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたものの

5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウの1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であつて、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャックによる救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び周囲の状況

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 棟数 } 計 棟 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。
なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛消防組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

（11）その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故		第 報		
		報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県		
		市町村 (消防本部名)		
消防庁受信者氏名		報告者名		
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	
			重 症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽 症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消防本部(署)	台 人
			消 防 団	台 人
			田舎防災ヘリコプター	機 人
			海上保安庁	人
			自 衛 隊	人
			そ の 他	人
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

（1）事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

（3）死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

（4）救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

（5）要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

（6）消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

（7）災害対策本部の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

（8）その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

(3) 応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水	棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水	棟
									一部破損		棟	未分類	棟
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(遊藝勸告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）
（報告表、印刷）

[illegible]

※1 夜所帯には古語することが出来るものとする。

する。こゝで、
第2章 119番通則の年数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多量)と記入

3-9 小竹町消防団条例

昭和40年12月24日
条例第19号
改正 昭和43年7月9日条例第18号
平成12年3月29日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条、第20条、第23条及び第25条の規定に基づき消防団の設置、名称、区域非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

(設置)

第2条 本町に、消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 前条に規定する消防団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名称	小竹町消防団
区域	小竹町一円

(定員)

第4条 消防団員の定数は、次の表のとおりとする。

役付消防団員	消防団長	1人
	副団長	1人
	分団長	4人
	副分団長	4人
	部長	12人
	班長	26人
一般団員		112人
機能別団員		20人
計		180人

(任用)

第5条 消防団長は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから町長の承認を得て消防団長が任命する。

- (1) 小竹町消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で身体強健な者

2 消防団長以外の役付消防団員の任命については、消防団長が消防団員のうちから選考し、町長の承認を得て任命する。

3 役付消防団員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6月以上本町内の居住地又は勤務する場所を離れて生活する者

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務成績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

(3) 前2号に定める場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 第4条に規定する定数の改廃又は予算の減少により、過員を生じた場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に居住地を移転し、又は勤務場所を移したとき。

(懲戒)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(手続)

第9条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ消防団長が定めた出動計画に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地又は勤務する場所を離れる場合は、消防団長にあっては町長に、その他の消防団員にあっては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第13条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬）

第14条 消防団員の報酬は、小竹町特別職の非常勤職員の報酬支給条例（昭和31年小竹町条例第33号）により支給する。

（費用弁償）

第15条 消防団員の費用弁償は、小竹町特別職の非常勤職員の費用弁償条例（昭和47年小竹町条例第29号）により支給する。

（退職報償金）

第16条 消防団員が、退職した場合においては、小竹町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年小竹町条例第38号）により支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 小竹町消防団条例（昭和26年小竹町条例第21号）は、廃止する。

附 則（昭和43年7月9日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月29日条例第19号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

附 則（令和元年9月26日条例第11号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（小竹町特別職の非常勤職員の報酬支給条例の一部改正）
- 2 小竹町特別職の非常勤職員の報酬支給条例（昭和31年小竹町条例第33号）の一部を次のように改正する。

(小竹町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

- 3 小竹町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年小竹町条例第38号)の一部を次のように改正する。

3-10 小竹町消防団規則

昭和40年12月24日
規則第2号
改正 昭和43年7月9日規則第5号
昭和56年7月10日規則第7号
平成元年3月31日規則第3号
平成16年3月2日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 小竹町消防団条例（昭和40年小竹町条例第19号）に基づき設置した小竹町消防団の組織は、本部のほか4個分団で構成する。

(本部の位置)

第3条 消防団の本部は、小竹町役場内に置く。

(分団の名称及び区域)

第4条 消防団の各分団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名称	区域
第1分団	小竹区、峰畑区、芦北区、勝野1区、勝野2区、七福区
第2分団	新多区、本町区、栄町区、毛勝区
第3分団	中央区、新山崎区、南良津区、兵丹区
第4分団	御徳1区、御徳2区、御徳3区、赤地区

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、分団長、副分団長部長、班長及び団員とする。

(消防団の職務)

第6条 消防団の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
消防団長	消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
副団長	消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌握し所属の団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌る。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け消防事務に従事する。

2 消防団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の指名する者が、消防団長の職務を代理する。

第7条 団員は、その任命後、別記様式の宣誓書に署名しなければならない。

(消防団員の配置)

第8条 消防団員の配置は、次の表のとおりとする。

階級別 本部分団別	消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	1						2
第1分団			1	1	3	7	38	50
第2分団			1	1	3	7	38	50
第3分団			1	1	3	6	27	38
第4分団			1	1	3	6	29	40
計	1	1	4	4	12	26	132	180

(水火災その他の災害出場)

第9条 消防車が水火災現場に出場する場合は、交通取締法規を遵守し、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。

2 引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第10条 水火災現場に出場又は引揚の場合に、消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前を通過する場合は、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

第11条 消防団は、町長の許可を得ないで、町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場るときは、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第13条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は

留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、損害を最小限度に止めなければならない。
- (3) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第15条 放火の疑ある場合は、責任者は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 直ちに町長及び警察職員に通報しなければならない。
 - (2) 現場保存に努めなければならない。
 - (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。
- (教養)

第16条 団長は、団員の品位の向上及び技能の練磨に努めなければならない。

(表彰)

第17条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰することができる。

第18条 条例の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

2 賞詞は消防団員に対してこれを授与し、賞状は分団に対してこれを授与する。

(感謝状)

第19条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他災害時における警戒、防御又は救助に関し、消防団に対してなした協力

第20条 町長は、消防団員が次に掲げる期間を勤務した場合は、それぞれ感謝状を授与することができる。

- (1) 10年以上
- (2) 15年以上
- (3) 20年以上
- (4) 25年以上

2 前項の表彰は、退職者についても、これを準用することができる。

(期間計算)

第21条 前条の勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に感謝状を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

(消防訓練及び礼式)

第22条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）によるものとする。

(消防団員の服制)

第23条 消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和40年12月24日から施行する。
- 2 小竹町消防団規則（昭和26年小竹町規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和43年7月9日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月10日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第26-2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第34号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

別記様式(第7条関係)

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平及び偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

小竹町消防団

氏名



3-11 小竹町火入れに関する条例

平成21年12月21日
条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、小竹町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、様式第1号による申請書1通に、次に掲げる書類を添え町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負又は委託契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守して、これらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号により許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において、延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画に火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1

人を前号に定める人数に加えて得た人数以上

- 2 火入者は、なた、くわ、スコップ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）に連絡することができる体制を確保しておかななければならない。

(消防長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨を通知するものとする。

- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、町職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書		
小竹町長		様
申請者 住 所		
氏 名		印
次のように火入れを行いたいので許可されたく小竹町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所有者(管理者)	
	地 種 区 分	保安林()・普通林・原野・その他()
	所 有 区 分	国有地()・公有地()・私有地()
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 期 間		年 月 日～ 年 月 日(日間)
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良 6 その他()
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火 入 従 事 者	男 人、 女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入
2 その他の()には土地現況を記入
3 所有区分()には所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

様式第2号(第4条関係)

火 入 許 可 証	
年 月 日	
許可番号	号
申請者	様
小竹町長	
年 月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

3-12 指定緊急避難場所、指定避難所

(令和4年4月現在)

1. 指定緊急避難場所

	施設名	所在地	電話番号 (0949-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (適正人員)	災害種別の開設			
						洪水	土砂	地震	他
1	総合運動公園	勝野 1757	-	43,501	13,182 (6,591)	×	○	○	○
2	七福町民グラウンド	勝野 3959	-	10,200	3,091 (1,545)	×	○	○	○

2. 指定避難所

	施設名	所在地	電話番号 (0949-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (適正人員)	災害種別の開設			
						洪水	土砂	地震	他
1	小竹北小学校	御徳 1375	62-0046	25,825	7,826 (3,9103)	×	○	○	×
2	小竹東住民センター	御徳 1783-1	62-1788	360	76 (38)	×	○	○	×
3	小竹中学校	御徳 65	62-1311	21,768	6,596 (3,298)	× レッド	○	○	○
4	小竹町中央公民館	勝野 1757	62-0452	1,647	349 (175)	×	○	○	○
5	小竹町児童体育館	勝野 1757-1	62-1833	757	161 (80)	○	○	×	○
6	小竹町町民体育館	勝野 1757-7	62-1832	1,580	335 (168)	○	○	×	○
7	小竹町総合福祉センター	勝野 3362	62-2028	358	75 (37)	▲	○	○	○
8	小竹南小学校	勝野 3521	62-0033	23,124	7,007 (3,504)	○	○	○	○
9	小竹こども園	勝野 2746-1	62-0187	1,132	343 (172)	○	○	×	○
10	七福コミュニティーセンター	勝野 2837-1	62-5146	285	60 (30)	○	○	○	○
11	福岡県立小竹高等技術専門校	新多 514-1	62-6441	670	203 (102)	○	○	○	○
12	新多コミュニティーセンター	新多 398-1	62-0219	341	72 (36)	○	○	○	○
13	小竹西小学校	新多 466-1	62-0079	17,720	5,370 (2,685)	○	○	○	○

注) ▲印は、災害の危険性を判断し、状況により開設する。

3. 地区避難所

	施 設 名	所在地	電話番号 (0949-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (適正人員)	災害種別の開設			
						洪水	土砂	地震	他
地区公民館									
1	御徳 1 区公民館	御徳 1 区 3 組	62-0724	196	42 (21)	○	○	○	○
2	御徳 3 区公民館	御徳 3 区 6 組	-	103	22 (11)	○	○	○	○
集会所									
3	七福第一集会所	七福区 3 組	62-2348	157	33 (17)	○	○	○	○
4	本町区集会所	本町区 4 組	-	109	23 (12)	○	○	○	○
5	栄町区集会所	栄町区 10 組	-	213	45 (23)	○	○	○	○
6	新多集会所	新多 398-1	-	224	48 (24)	○	○	○	○
7	荒手集会所	御徳 1 区 5 組	-	86	18 (9)	○	○	○	○
8	生涯学習七福集会所	勝野 2837-1	-	77	16 (8)	○	○	○	○
9	峰畑区公民館	勝野 4059-1	-			×	○	○	○

施設区分	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	適正収容 人員(人)	最大収容 人員(人)	電話番号
地区公民館	御徳1区公民館	御徳1区3組	196	21	42	62-0724
地区公民館	御徳3区公民館	御徳3区6組	103	11	22	-
集会所	七福区集会所	七福区3組	157	17	33	-
集会所	本町区集会所	本町区4組	109	12	23	-
集会所	栄町区集会所	栄町区10組	213	23	45	-
集会所	新多集会所	新多398-1	224	24	48	-
集会所	荒手集会所	御徳1区5組	86	9	18	-
集会所	生涯学習七福集会所	勝野2837-1	77	8	16	-

4. その他の公民館

	施 設 名	所在地	電話番号 (0949-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (適正人員)	災害種別の開設			
						洪水	土砂	地震	他
地区公民館									
1	小竹区公民館	小竹区 5 組	62-0300	147	31 (16)	×	○	-	-
2	芦北区公民館	芦北区 4 組	62-3778	184	39 (20)	○	×	-	-
3	勝野 1 区公民館	勝野 1 区 4 組	62-4687	137	29 (15)	×	○	-	-
4	勝野 2 区公民館	勝野 2 区 7 組	62-3460	135	29 (14)	×	○	-	-
5	毛勝区公民館	毛勝区 2 組	62-2737	85	18 (9)	○	○	-	-
6	御徳 2 区公民館	御徳 2 区	-	47	10 (5)	×	○	-	-
7	赤地区公民館	赤地区 9 組	24-8906	291	62 (31)	×	○	-	-
8	兵丹区公民館	兵丹区 1 組	24-9801	107	23 (11)	×	○	-	-
9	南良津区公民館	南良津区 2 組	62-1947	363	77 (39)	×	○	-	-
10	新山崎公民館	新山崎区 1 組	62-1549	135	29 (14)	×	×	-	-
11	中央区公民館	中央区 1 組	62-2181	153	32 (17)	×	×	-	-
12	中御徳集会所	御徳 1 区 2 組	62-2446	85	18 (9)	○	○	-	-
13	生涯学習中央一 集会所	勝野 1721	-	69	(7)	×	○	-	-
14	生涯学習中央二 集会所	勝野 1676-1	-	65	(7)	○	○	-	-
15	生涯学習勝野第 二集会所	勝野 2920-3	-		()	×	×		

3-13 要配慮者利用施設一覧

○印：洪水浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に該当する施設

1. 医療関係施設

	区分	施設名	住所（小竹町）	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	医療施設	小竹町立病院	勝野 1191	62-0282	○	-
2	医療施設	医療法人菊地医院	御徳 1972-2	62-1861	○	-
3	医療施設	加来医院	勝野 3547-2	62-0055	○	-
4	医療施設	林医院	新山崎 1039-1	62-8008	○	-
5	医療施設	整形外科健成クリニック	勝野 3474-1	66-3111	○	-

2. 福祉関係施設

	業種	事業所名	住所（小竹町）	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	通所介護	デイサービスセンター奥屋敷	勝野 3630-6	62-3555	○	
2	通所介護	デイサービス 笑いの家	勝野 2895-4	62-7112	○	
3	認知症対応型 共同生活介護	グループホームもくれん	勝野 2777	62-3766	○	
4	認知症対応型 共同生活介護	グループホームこたけ	御徳 115-3	62-1382		○
5	認知症対応型 共同生活介護	グループホームみずき	新多 1418	62-8100		○R
6	特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームみずき「新館」	新多 1483-117	62-0329		○
7	軽費老人ホーム	福寿園	勝野 1751	62-7420		○
9	施設入所支援・ 生活介護	小竹学園	御徳 1696-5	62-0036		○R
10	生活介護・就労 継続支援B型	夢・志援センター	勝野 4010-7	66-8722	○	
11	就労継続 支援B型	自立支援センターかれん	勝野 3295-4	62-6620	○	
12	共同生活援助	夢・志援センター1号館	勝野 4166-1	66-8723	○	
13	共同生活援助	夢・志援センター2号館	勝野 4061-2	66-8300	○	
14	放課後等 デイサービス	夢・志援センター	勝野 4166-1	66-8725	○	
15	放課後等 デイサービス	フォレスト	新山崎 273	52-7105	○	
16	児童発達支援	APOLLO小竹教室	勝野 3322-5	66-8122	○	
17	地域活動支援 センターⅢ型	ちくほう共学舎 虫の家	御徳 167-31	62-6003	○	
	居宅介護支援	新多園指定居宅介護支援事業所	新多 177-8	62-7570		
	居宅介護支援	久住会ケアプランサービス	勝野 1751	62-1800		
	居宅介護支援	きんもくせいケアプランサービス	勝野 4204-151	62-8883		
	居宅介護支援	ケアプランサービスやまもと	勝野 4237-3	62-5825		
	訪問介護	久住会ホームヘルプサービス	勝野 1751	62-1800		
	訪問介護	きんもくせいヘルパーステーション	勝野 4204-151	62-8871		
	訪問介護	ヘルパーステーション HAPPY	新多 1425-1	66-8288		
	通所介護	新多園デイサービスセンター	新多 177-8	62-7570		
	通所介護	デイサービスかりん	御徳 118-1	62-3812		

	業種	事業所名	住所（小竹町）	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
	通所リハビリ テーション	介護老人保健施設きんもくせい	勝野 4204-151	62-8870		
	短期入所 生活介護	新多園短期入所生活介護事業所	新多 177-8	62-7570		
	短期入所 生活介護	ショートステイきんもくせい	勝野 4204-151	62-8870		
	介護老人 保健施設	介護老人保健施設きんもくせい	勝野 4204-151	62-8870		
	介護老人 保健施設	ユニット型介護老人保健施設きんもくせい	勝野 4204-151	62-8870		
	介護老人 福祉施設	特別養護老人ホーム新多園	新多 177-8	62-7570		
	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム敬寿	勝野 1751	62-7688		
	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム新多園	新多 177-8	62-7570		
	認知症対応型 共同生活介護	グループホームきんもくせい	勝野 4202-7	62-8882		
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームあんず	御徳 114-1	66-4177		
	軽費老人ホーム	くらの郷	勝野 1751	62-7577		
	生活支援ハウス	小竹町生活支援ハウスきんもくせい	勝野 4204-151	62-8870		
	就労継続 支援B型	top	勝野 4204-177	62-8988		
	共同生活援助	ゆめあ	勝野 4204-177	62-5858		
	児童発達支援	りんくす	勝野 2746-65	64-3090		

3. 幼稚園・保育園関係施設

	業種	事業所名	住所（小竹町）	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	保育園	小竹北学童保育所	御徳 2101	62-7610	○	
2	保育園	小竹南学童保育所	勝野 3519-3	62-8242	●氾 濫流	
	保育園	小竹こども園	勝野 2746-1	62-3855		
	保育園	小竹西学童保育所	新多 465-1	62-5125		

4. 教育関係施設

	業種	事業所名	住所（小竹町）	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	小学校	小竹南小学校	勝野 3540	62-0033	●氾 濫流	
2	小学校	小竹北小学校	御徳 1375	62-0046	○	
3	中学校	小竹中学校	御徳 656	62-1311		○R
	小学校	小竹西小学校	新多 466-1	62-0079		

3-14 遺体安置所・近隣火葬場

1 遺体安置所

(令和4年4月現在)

番号	名 称	所 在 地	連絡先	対 象 地 区
1	円照寺	新多 1483	62-0827	
2	實相寺	勝野 3688	62-0206	
3	正行寺	勝野 4152	62-0836	
4	正行寺	御徳 1218-1	62-7856	
5	聖光寺	新多 156-1	62-2107	
6	信覚寺	勝野 3733-2	62-0097	
7	発光院	新多 154	62-3404	
8	明楽寺	勝野 8277	62-0142	
9	竜屋寺	勝野 3697	62-0589	

2 近隣火葬場

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	処理能力	
		体／日	火葬炉数
飯塚市斎場	飯塚市大字大日寺 736 番地	13	6

第4部 災害復旧・災害復興

4-1 小竹町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月8日条例第29号
改正 昭和50年4月1日条例第7号
昭和51年12月20日条例第31号
昭和53年7月3日条例第20号
昭和56年10月1日条例第14号
昭和57年10月1日条例第30号
昭和62年3月30日条例第7号
平成3年12月26日条例第11号
平成23年9月22日条例第10号
平成23年12月19日条例第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持している場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則（昭和50年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和51年12月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則（昭和53年7月3日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日から適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則（昭和57年10月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月22日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成23年12月19日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項及び第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（令和元年6月19日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日規則第2号）

別表（第13条関係）

被害の種類及び程度	限度額
1 世帯主に1カ月以上の負傷がある場合 ア 家財等の損害がない場合 イ 家財の3分の1以上の損害がある場合 ウ 住家が半壊した場合 エ 住家が全壊した場合	1,500,000円 2,500,000円 2,700,000円 3,500,000円
2 世帯主に1カ月以上の負傷がない場合 ア 家財の3分の1以上の損害がある場合 イ 住家が半壊した場合 ウ 住家が全壊した場合 エ 住家の全体が滅失又は流失した場合	1,500,000円 1,700,000円 2,500,000円 3,500,000円
3 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて被災した住家を建て直すに際し、その住家の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア 第1号ウの場合 イ 第2号イの場合 ウ 第2号ウの場合	3,500,000円 2,500,000円 3,500,000円

4-2 小竹町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和58年2月1日
規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小竹町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は病疾にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支

払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

（1） 借受人の死亡を証する書類

（2） 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるとき督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年小竹町条例第3号)の公布の日から施行し、この規則による改正後の小竹町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の小竹町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月26規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第13条関係)

様式第10号(第14条関係)

様式第11号(第14条関係)

様式第12号(第14条関係)

様式第13号(第15条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第15条関係)

様式第16号(第17条関係)

4-3 小竹町災害見舞金交付規程

昭和43年5月28日
規程第10号
改正 昭和46年8月13日規程第7号
昭和49年2月15日規程第1号
昭和51年11月30日規程第2号
昭和60年7月9日規程第1号
平成11年7月5日規程第8号
平成16年1月27日規程第1号

(見舞金の交付)

第1条 小竹町内における火災、風水害、その他特別の非常災害があった場合には、町は、被災者又は当該救助関係区に対して予算の範囲内でこの規程の定めるところにより災害見舞金（以下「見舞金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常災害 火災、台風、こう水、地すべり、その他異常な原因により生ずる災害をいう。
- (2) 被害 住家にあつては、全焼、半焼、半壊又は床上浸水、事務所、工場及び店舗にあつては、浸水の、非常災害による被害であつて、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。
- (3) 被災者 被害を受けた小竹町の住民をいう。
- (4) 救助関係区 災害救助活動に従事した当該区をいう。

(見舞金の交付基準)

第3条 見舞金は、被災者に対して、別表に定める被害の程度に応じ当該基準額の範囲内でこれを行う。

2 救助関係区に対する見舞金は、町長が別に定めた額を交付するものとする。

附 則（昭和43年5月28日規程第10号）

この規程は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則（昭和46年8月13日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和46年7月15日から適用する。

附 則（昭和49年2月15日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年2月20日から適用する。

附 則（昭和51年11月30日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則（昭和60年7月9日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和60年6月25日から適用する。

附 則（平成11年7月5日規程第8号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の小竹町災害見舞金交付規程の規定は、平成11年6月29日から適用する。

附 則（平成16年1月27日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の小竹町災害見舞金交付規程の規定は、平成15年7月19日から適用する。

別表（第3条関係）

被害の対象	被害の程度	見舞金の額
住家	全焼又は全壊	1世帯につき 70,000円
	半焼又は半壊	1世帯につき 50,000円
	床上浸水	1世帯につき 30,000円
事務所、工場及び店舗	浸水（床面から45センチメートル以上のもの）	1事務所等につき 30,000円
被災者	死亡	1人につき 100,000円

4-4 小竹町総合災害補償規程

昭和59年5月31日

規程第1号

改正 平成9年7月4日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、小竹町（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合、又は傷害により入通院した場合の補償について定める。

(補償する対象)

第2条 甲は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、若しくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合、又は入通院した場合、当該参加者又はその相続人（以下「被災者」という。）に対し、この規程に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

(補償金額と補償基準)

第3条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童及び生徒については、入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第4条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、若しくは後遺障害を生じた場合、又は入通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意

(2) この規程に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

(3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失

(5) 被災者の妊娠、出産又は流産

- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合にはこの限りでない。
 - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
 - (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
 - (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
 - (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
- （この規程の適用除外）

第5条 この規程は、次の各号に該当する者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人（甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で、公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
 - (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で、高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）の学生、生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員
- （準用規定）

第6条 この規程に定めていない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」並びに「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払いに関する特約条項」の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年6月1日から施行する。
- 2 小竹町住民スポーツ災害補償規程（昭和52年小竹町規程第5号）は、廃止する。

附 則（平成9年7月4日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の小竹町総合災害補償規程は、平成8年4月1日から適用する。

4－5 福岡県市町村災害共済基金組合格約

昭和48年4月10日
許可

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、福岡県内の市町村が災害に関する費用に充てるため互助共済の方式によつて行なう積立金に関する事務及びこの積立金利息による災害防止を目的とする事業への補助に関する事務並びに公営競技収益金均てん化納付金による基金に関する事務を共同処理し、もつて市町村の財政運営の健全化に資することを目的とする。

(平元年3月30日・平7年8月2日・一部改正)

(名称)

第2条 この組合は、福岡県市町村災害共済基金組合と称する。

(組合を組織する市町村)

第3条 この組合は、福岡県内の全市町村（以下「組合市町村」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第4条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 組合市町村が災害による減収を補てんし、又は災害応急復旧事業費その他災害に関する費用に充てるため及び組合が災害防止を目的とする事業に補助するための基金（福岡県市町村災害共済基金（以下「災害基金」という。））に関する事務

(2) 組合市町村の行政水準の向上を目的とする事業の財源に充てるための基金（福岡県公営競技収益金均てん化基金（以下「均てん化基金」という。））に関する事務

(平元年3月30日・全改、平7年8月2日・一部改正)

(組合の事務所の位置)

第5条 この組合の事務所は、福岡市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第6条 この組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は14人とし、組合市の長の互選により7人、組合町村の長の互選により7人を選出する。

(組合の議員の任期)

第7条 この組合の議員の任期は2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第8条 この組合の議員に欠員が生じたときは、欠員が生じた日から50日以内に補欠選挙を行

なわなければならない。

(議会の議長及び副議長)

第9条 この組合の議長及び副議長は、議会において議員の互選により選出する。

第3章 執行機関等

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第10条 この組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 この組合に会計管理者1人を置く。

3 組合長及び副組合長は、組合の議会において、組合市町村の長のうちから選挙する。

4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。

5 組合長及び副組合長の任期は、2年とする。ただし、組合長及び副組合長が組合市町村の長でなくなったときは、その職を失う。

6 前項ただし書の場合における新たに選挙された組合長及び副組合長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平19年3月30日・全改)

第11条 組合長は、組合を統括し、かつ、これを代表する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるときは組合長の職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

(平19年3月30日・一部改正)

(職員)

第12条 この組合に、必要な職員を置くことができる。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(災害基金運用委員会)

第13条 この組合に災害基金運用委員会（以下「災害基金委員会」という。）を置く。

2 災害基金委員会は、組合の議会において議員の互選によつて選出された委員4人及び学識経験者のうちから組合長が議会の同意を得て委嘱する委員2人をもつて組織する。

3 議員の互選による委員は、組合市の長2人、組合町村の長2人とする。

4 災害基金委員会に、委員の互選によつて定める委員長を置く。

5 災害基金委員会は、条例に定めるところにより、災害基金の管理その他に関し組合長の諮問に応ずる。

(平元年3月30日・一部改正)

(均てん化基金運営委員会)

第13条の2 この組合に、均てん化基金運営委員会（以下「均てん化基金委員会」という。）を置く。

2 均てん化基金委員会は、7人の委員をもつて組織する。

3 委員のうち6人は、次に掲げる者のうちから次に掲げる人数を、組合長が議会の同意を得て

委嘱する。残りの1人は、この組合の事務局長をあてる。

- (1) 公営競技施行権の指定を受けている組合市の長 1人
- (2) 公営競技施行権の指定を受けている組合町村の長 1人
- (3) 公営競技施行権の指定を受けていない組合市の長 1人
- (4) 公営競技施行権の指定を受けていない組合町村の長 1人
- (5) 学識経験者 2人

4 均てん化基金委員会は、条例に定めるところにより、均てん化基金の管理その他に関し組合長の諮問に応ずる。

(平元年3月30日・追加)

(監査委員)

第14条 この組合に、監査委員3人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が議会の同意を得て、組合の議員のうちから1人、識見を有する者のうちから2人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。
- 4 組合の議員のうちから選任された監査委員の任期は、前項の規定にかかわらず、議員の任期をこえることができない。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。

(平7年8月2日・一部改正)

第4章 業務

(災害基金の積立て及び納付)

第15条 組合市町村は、毎年度、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定に基づく当該市町村の前年度の基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）の100分の0.5に相当する金額（その金額が1,000万円をこえるときは1,000万円）（以下「普通納付金」という。）を組合へ納付するものとする。

- 2 組合市町村は、前項の規定にかかわらず、当該市町村の普通納付金の額をこえる額（以下「任意納付金」という。）を納付することができる。
- 3 組合市町村は、その普通納付金の累積額（第18条の規定による配分金を含む。以下本章において同じ。）が、条例で定めるところにより、基準財政需要額の100分の5に相当する金額（その金額が1億円をこえるときは1億円）に達したときは、その後の積立てを行なわないことができる。
- 4 普通納付金及び任意納付金は、災害基金に繰入れる。

(平元年3月30日・一部改正)

(均てん化基金の積立て)

第15条の2 公営競技収益金均てん化納付金は、均てん化基金に繰入れる。

(平元年3月30日・追加)

第16条 この組合は、組合市町村から任意納付金（第18条の規定による配分金を含む。）の取りくずしの申し出があつたときは、第17条の規定にかかわらず、当該任意納付金を取りくずし、当該市町村に交付するものとする。

（災害基金の取りくずし及び交付）

第17条 この組合は、組合市町村において次の各号に該当する場合が生じ、取りくずしの申請をした場合においては、災害基金を取りくずし、当該市町村に取りくずし金を交付するものとする。

- （1） 災害による減収補てんを要するとき。
- （2） 災害応急事業費の支出を要するとき。
- （3） 災害復旧事業費の支出を要するとき。
- （4） その他災害に関する費用の支出を要するとき。

2 前項の災害及び取りくずしの範囲は、条例で定める。

3 取りくずし金の交付を受けた組合市町村は、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から、第15条第1項の規定による納付を更新しなければならない。

4 普通納付金の累積額をこえる取りくずし金の交付を受けた組合市町村にあつては、当該市町村の納付すべき普通納付金の額は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該普通納付金の累積額をこえる部分に相当する金額に達するまで、基準財政需要額の100分の1に相当する金額（その金額が2,000万円をこえるときは2,000万円）とする。

（平元年3月30日・一部改正）

（利子等の配分）

第18条 この組合は、災害基金の管理によつて生じた収入及び補助金その他の収入を、条例に定めるところにより各組合市町村の普通納付金及び任意納付金の累積額に応じて配分し、年度末に災害基金に繰入れるものとする。ただし、普通納付金の累積額に対する配分のうちの一部については、これを配分しないで災害防止を目的とする事業に補助することができる。

2 この組合は、均てん化基金の管理によつて生じた収入を年度末に均てん化基金に繰入れるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、この組合は、災害基金及び均てん化基金の管理によつて生じた収入、補助金並びにその他の収入の一部を、組合の経費に充てることができる。

（平元年3月30日・平7年8月2日・一部改正）

第5章 会計

（基金の管理）

第19条 この組合は、基金を有利かつ確実な方法により管理しなければならない。

（組合の経費の支弁方法）

第20条 この組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもつて充てるものとする。

- （1） 災害基金及び均てん化基金の管理により生ずる収入

(2) 補助金

(3) その他の収入

(平元年3月30日・一部改正)

第6章 雑則

(解散に伴う事務の承継)

第21条 この組合が解散した場合には、福津市がその解散に伴う事務を承継する。

附 則 (昭和48年4月10日許可)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日許可)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成7年8月2日許可)

(施行期日)

1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、変更後の福岡県市町村災害共済基金組合同規約第14条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成19年3月30日許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月22日許可)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

4-6 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約

昭和27年10月29日
規約第1号
改正 昭和33年4月1日規約第1号
昭和38年4月1日規約第1号
昭和47年4月1日規約第1号
昭和57年3月5日県指令56地行第758号
昭和57年9月25日規約第2号
平成4年10月9日県指令4地行第246号許可
平成9年10月1日県指令9地行第418号許可
平成17年1月24日県指令16地第5553号許可
平成17年2月4日県指令16地第5874号許可
平成17年3月17日県指令16地第6981号許可
平成17年3月21日県指令16地第7052号許可
平成17年3月22日県指令16地第7057号許可
平成17年3月28日県指令16地第7224号許可
平成17年10月11日県指令17地第3719号許可
平成18年1月10日県指令17地第5851号許可
平成18年2月3日県指令17地第6679号許可
平成18年3月2日県指令17地第6901号許可
平成18年3月17日県指令17地第7255号許可
平成18年3月23日県指令17地第7316号許可
平成18年3月23日県指令17地第7317号許可
平成18年8月24日県指令18地第2448号許可
平成18年11月30日県指令18地第4336号許可
平成19年3月30日県指令18地第6889号許可
平成21年1月1日市町村第4746号許可

(名称及び組織)

第1条 この組合は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合（以下「組合」という。）と称し県下全町村並びに大川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市及びみやま市をもって組織する。

(組合の処理する事務)

第2条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の規定による非常勤消防団員に係る災害補償に関する事務
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者及び救急業務に従事した者に係る災害補償に関する事務
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2の規定による水防団長又は水防団員に係る災害補償に関する事務
- (4) 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る災害補償に関する事務
- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置

の業務に従事した者に係る災害補償に関する事務

- 2 前項各号に掲げる事務を処理するに必要な事務
(事務所)

第3条 組合の事務所は福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館内に置く。

(組合議会の組織及び選挙)

第4条 組合議会の議員(以下「議員」という。)の定数は10人とし、議員は、各郡町村会長の職にある者をもってこれにあてる。

- 2 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任)

第5条 組合に組合長1人及び副組合長1人を置く。

- 2 組合長は、福岡県町村会長の職にある者を、副組合長は、同副会長の職にある者のなかからこれにあてる。
- 3 組合に会計管理者を1人置く。
- 4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。

第6条 組合に必要な職員を置き、組合長が任免する。

(監査委員)

第6条の2 組合に監査委員を2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。
- 3 監査委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまでは、その職務を行うことを妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 組合長、副組合長、監査委員及び議員には、報酬を支給しない。但し、必要に応じ実費を弁償することができる。

(経費の負担)

第8条 組合の経費は、市町村の分担金並びに補助金その他の収入をもってあてる。

- 2 分担金の分賦割合は、条例でこれを定める。

(雑則)

第9条 前各条に定めるものの外必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)中市に関する規定を準用する。

附 則

(施行の日)

この規約は許可の日から施行する。

附 則(昭和33年4月1日規約第1号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和38年4月1日規約第1号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月1日規約第1号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月5日県指令56地行第758号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月25日規約第2号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成4年10月9日県指令4地行第246号許可）

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則（平成9年10月1日県指令9地行第418号許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成17年1月24日県指令16地第5553号許可）

この規約は、平成17年1月24日から施行する。

附 則（平成17年2月4日県指令16地第5874号許可）

この規約は、平成17年2月4日から施行する。

附 則（平成17年3月17日県指令16地第6981号許可）

この規約は、平成17年3月20日から施行する。

附 則（平成17年3月21日県指令16地第7052号許可）

この規約は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年3月22日県指令16地第7057号許可）

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年3月28日県指令16地第7224号許可）

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年10月11日県指令17地第3719号許可）

この規約は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年1月10日県指令17地第5851号許可）

この規約は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年2月3日県指令17地第6679号許可）

この規約は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成18年3月2日県指令17地第6901号許可）

この規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則（平成18年3月17日県指令17地第7255号許可）

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月23日県指令17地第7316号許可）

この規約は、平成18年3月25日から施行する。

附 則（平成18年3月23日県指令17地第7317号許可）

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年8月24日県指令18地第2448号許可）

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日県指令18地第4336号許可）

この規約は、県知事の許可の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第4条第1項の改正規定は、平成19年1月29日から施行する。

附 則（平成19年3月30日県指令18地第6889号許可）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月10日市町村第4746号許可）

この規約は、平成22年1月1日から施行する。

調整ページ

資料編 【様式】

様式－１ 参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入すること

整理番号 _____

■災害対策班名 _____ 班

■場 所 _____ ■報告日時 年 月 日 時 分現在

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

様式－２ 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策班名	班
--------	---------	---

■参集報告

○参集日時 年 月 日 時 分

■見聞情報（参集時に見聞きした情報）

○自宅付近の状況

○道路の状況

○建物被害の状況

○救助者の有無

○火災の発生状況

○その他気づいたこと

■地図・略図

火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する

様式－３ 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

小竹町長

印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式－４ 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

小竹町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害
応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

様式－５ 福岡県被害状況報告（様式１～４号）

1. 様式第１号（災害概況即報）

〔災 害 概 況 即 報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 要	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						指示・ 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

2. 様式第2号の1～12（被害状況即報）

様式第2号の1

〔即報〕
〔確定〕

市町村名		報告者名					
地方本部名		報告者名		報告日時		(市町村→地方本部 →県本部)	
				月 日 時 分現在			
市町村名							
区分			被害		被害	被害	被害
人的被害	死者		人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊		棟				
			世帯				
			人				
	半壊		棟				
			世帯				
			人				
	一部破損		棟				
			世帯				
			人				
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟					
		世帯					
		人					
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
その他	田畑	流出・埋没	ha				
		冠水	ha				
		流出・埋没	ha				
		冠水	ha				
	文教施設		個所				
	医療機器		個所				
	道路		個所				
	橋りょう		個所				
	河川		個所				
	港湾		個所				
	砂防		個所				
	清掃施設		個所				
	崖くずれ		個所				
	鉄道不通		個所				
	被害船舶		隻				
	航空機被害		機				
	水道		戸				
	電気		回線				
	ガス		戸				
	ブロック塀等		個所				

市 町 村 名							
区 分			被 害		被 害	被 害	被 害
り 災 世 帯 数		世帯					
り 災 者 数		人					
火災 発生	建 物	件					
	危 険 物	件					
	そ の 他	件					
公 共 文 教 施 設		千円					
農林水産業施設		千円					
公 共 土 木 施 設		千円					
その他の公共施設		千円					
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円					
災害対策本部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
被 害 救 助 法 適 用		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
消防職員出動延人数		人					
消防団員出動延人数		人					

〇〇福祉事務所

[illegible]

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ) ○ ○ 市 町 村

(保健福祉部長へ) ○ ○ 保健福祉環境事務所

即 報 月 日			月 日			即報時間			時		即報 回数	第 回	
被害 地等	災 害 発 生 日 時	傷 病 者 数	内 訳						傷 病 者 収 容 状 況		救 護 の 状 況	備 考	
			外 傷 者			罹 病 者			収容カ 所数	収容 人員			
			死者	重 傷	軽 傷	重 症	軽 症	伝染 病					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
		人	人	人	人	人	人	人	カ所	人			

様式第2号の4

(商工事務所長へ)

(商工部長へ)

〇〇 市 町 村
〇〇 商工事務所

						即報日時		月 日 時現在			
業種	項目 被害区分	被災事業所数	被災従業員数	被災総額				備考			
				土地	建物	商品・原材料 機械設備 仕掛品等					
商業	A				(千円)			(千円)			
	B										
	C										
	D										
	計 (うち)	(うち)	(うち)								
工業	A										
	B										
	C										
	D										
	計 (うち)	(うち)	(うち)								
その他	A										
	B										
	C										
	D										
	計 (うち)	(うち)	(うち)	(うち)							
合計		(うち)	(うち)	(うち)							

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

〇 〇 市 町 村

(農政部長へ)

〇 〇 農林事務所長

作物等名		被害推定 面積等	被害推定 金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農 作 物	水稻	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家 畜		頭、羽			
畜 産 施 設		件			
温 室 等 栽 培 施 設		件			
共同利用施設（農協等）		件			
農地・農業用施設		個所			
そ の 他					
合 計					

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況

即報
詳報
確定

報告

(農林事務所長へ)

〇 〇 市 町 村

(水産林務部長へ)

〇 〇 農林事務所

区分 市町村	崩 壊 地						地すべり地						備考
	山 腹			溪 流			山 腹			溪 流			
	箇所 数	被害	金額	箇所 数	被害	金額	箇所 数	被害	金額	箇所 数	被害	金額	
		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。

なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の9

咄咄羊 咄咄言 咄咄語

【林業】 林山をよけ 害災〇〇〇〇〇
民求害避

林西市〇〇
恒盛事林豐〇〇

(ゝ豊事林) (ゝ水童林)

[illegible]

報告

〔即報 詳報 確定〕

〇〇〇〇〇災害による山林【作業路・林産物・苗木・林業施設】被害状況

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

(農林事務所長) (水産林務部長)

[illegible]

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

即報	報告
詳報	
確定	

令和 年 月 日

時 分

☐ 〇〇〇市町村合計☐ 〇〇〇漁協☐ 水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ☐ 水産林務部長へ（水産振興課経由）

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

被害程度＝		減失	大破	中破	小破	計	備考
共同利用施設	事業主体名					－	
	施設名					－	
	数量						
	単位					－	
	被害額						
	被害程度					－	
非共同利用施設	施設名					－	
	経営隣体数						
	数量						
	単位					－	
	被害額						
地方公共団体施設名	事業主体名					－	
	施設名					－	
	数量						
	単位					－	
	被害額						
	被害程度					－	
漁船	登録番号					－	
	トン数					－	
	動力の有無					－	
	経営体数						
	被害額						
	保険の加入					－	
漁具	種類					－	
	経営体数						
	数量						
	被害額						
養殖施設	養殖物の種類					－	
	養殖方法					－	
	経営体数						
	数量						
	単位					－	
	被害額						
	保険の加入					－	
漁場	場所					－	
	漁業権の免許番号					－	
	事業主体名					－	
	堆積泥土の種類					－	
	被害規模	面積					
		数量					
		単位				－	
	被害額						
	備考	平均堆積高等					
		被害額の算出基礎				－	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類					計	備考
	養殖方法					—	
	経営体数						
	数量						
	単位					—	
	単価					—	
	被害額						
その他の水産物	種類					—	
	経営体数						
	数量						
	単位					—	
	単価					—	
	被害額						
協同組合在庫数		生産資材		その他		—	
	種類					—	
	件数						
	数量						
	単位					—	
	単価					—	
	被害額						

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。

海技センター：
FAX：092-806-5223
水産振興課：
092-643-3558
有明海研：
0944-72-6170
豊前海研：
0979-82-5599

2 提出先：筑前海区＝水産海洋センター、内水面漁業＝水産振興課、有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所

3 「被害程度」の目安：減失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、中破＝30～70%、小破＝30%未満

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

即報 詳報 確定

報告

(水産林務部長へ)

〇 〇 市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

(被害金額単位：千円)

3. 様式第2号の13（土木被害状況即報）

〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備務所

被 害 報 告 表										報告者 第 号 令和 年 月 日		受理者 調査率 % 時現在				
災 害 発 生 年 月		月 日 ~ 月 日		災 害 名												
災 害 救 助 法 発 令 等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日		月 日				
市町村名																
連続雨量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時				
日雨量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時				
時間雨量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時				
時間最大風速		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分				
平均風速		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分				
工種		県 工 事				市 町 村 工 事				計						
		箇 所		金 額		箇 所		金 額		箇 所		金 額				
河川				千円				千円				千円				
海岸																
砂防設備																
地すべり 防止施設																
急傾斜地崩 壊防止施設																
道路																
橋梁																
港湾																
下水道																
計																
主な公共土木施設の被害																
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被 災 位 置			被 災 延 長	被 害 額	被害内容 (破堤、溢水等)						
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m	千円							
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m								
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m								
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m								
道路	事業主体	区 分	路 線 名		被 災 位 置			被 災 延 長	被 害 額							
		道	線		郡 市 町 村 大字			m	千円							
		道	線		郡 市 町 村 大字			m								
		道	線		郡 市 町 村 大字			m								
道路 交通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別 及び被災状況		延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事 見込額	バス路線 有無	交通量	迂回路 の有無	交通止 年月日	解除年月日
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
		道	線				m	m	千円		千円		台/			
一般被害(人的被害)							(建物被害)									
区 分		場 所		原 因		区 分		主 な 場 所		原 因 (破堤、溢水、内水)						
死 者	名					全 壊		戸								
行方不明者	名					半 壊		戸								
	名					流 失		戸								
	名					床 上 浸 水		戸								
	名					床 下 浸 水		戸								

4. 様式第2号の14～16（被害状況即報）

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

（県土整備事務所経由）

知 事 殿 令和 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 災害市区町村名								
2. 災 害 種 別		火災・風水害・震災・その他				3. 火災件数		
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の 損害見積額 (千円)
	5. 建築物の 数, 床面積の 合計	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の数 (戸数)	床面積の 合計(㎡)	
	6. 構造別							
住 居	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業 サービス 業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

（注）イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市 町 村

〇〇〇県土整備事務所

流域下水道事務所

令和 年 月 日現在

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害					
種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額	復旧の対応状況
街路				千円	
都市公園					
下水道					
公営住宅					

様式第2号の16

〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

(単位：千円)

[illegible]

様式第3号の1

様式第3号の1

〇〇〇〇災害による衛生被害状況〔詳報〕報告
確定〇〇保健福祉環境事務所
〇〇政令市

(保健福祉部長へ)

防疫日報

約束番号	月	日	1		2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			赤痢患者発生者数	赤痢患者発生者数	前年同期生	赤痢患者数														
			真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者										
	月	日	当	日	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	月	日	当	日	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	月	日	当	日	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	月	日	当	日	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	月	日	当	日	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳 報
 確 定

} 報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

業種	項目	被災事業所数	被災従業員数	被災総額					備考
	被害区分				土地	建物	機械設備	商品・原材料仕掛品等	
商 業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工 業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
合 計		(うち)	(うち)	(うち)					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入すること。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
- B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
- C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
- D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3
様式第3号の4
様式第3号の5
様式第3号の6
様式第3号の7
様式第3号の8
様式第3号の9
様式第3号の10
様式第3号の11
様式第3号の12
様式第3号の13
様式第3号の14
様式第3号の15
様式第3号の16

別途 各様式(エクセルデータ)を参照

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

即報
詳報
確定

報告

(県土整備事務所経由)

知 事 殿 令和 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※		
1. 被災地区市町村名								
2. 災 害 種 別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の 損害見積額 (千円)
	5. 建築物の 数, 床面積の 合計	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (m ²)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (m ²)	建築物 の数 (戸数)	床面積の 合計(m ²)	
	6. 構造別							
住 居	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業 サービス 業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分		被 害 総 額										計		
		総務部	企画振興部	保健福祉部	環境部	生活労働部	商工部	農政部	水産林務部	土木部	建築都市部		企業局	教育庁
公 共 文 庫 設 施	設 設													
	設 設													
農 林 水 産 業 施 設	設 設													
公 共 土 木 施 設	設 設													
そ の 他 の 公 共 施 設	設 設													
小 計	計													
	農産被害													
そ の 他	林産被害													
	畜産被害													
	水産被害													
	商工被害													
	林 地													
	果 営 林													
	そ の 他													
	被 害 総 額													

様式－6 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受付 日時	月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ()
被害 発生 場所				
被害 状況				
記録 者	氏名	班	送付先 送 付 日 時	月 日 時 分 班
関係班 処置記録				
本部 解散後 の対応				

様式－７ 人的被害報告

人 的 被 害 報 告						
発信日時	月	日	時	分	受信日時	月 日 時 分
発信機関	班			発 信 者		
受信機関	班			受 信 者		
情報源	住民	消防団	行政区	確	済（確認機関名）	
	その他（ ）			認	未	
発生	日 時	月	日	時	分	
	場 所					
	原 因					
状 況 ・被害者の住所氏名 ・年令等						
対応措置						
死 者	行方不明者	負 傷 者				
人	人	重 傷	人		計	人
		軽 傷	人			
この情報は	第	号	で記者発表 済			未発表
	その他（	）				

様式－８ 住家被害報告

住 家 被 害 報 告									
発信日時	月	日	時	分	受信日時	月	日	時	分
発信機関	班			発 信 者					
受信機関	班			受 信 者					
情報源	住民	消防団	行政区	確	済（確認機関名）				
	その他（）			認	未				
発生	日	時	月	日	時	分			
	場 所								
	原 因								
状 況 ・住居者名 ・避難状況									
全壊		半壊		一部破壊		床上浸水		床下浸水	
棟		棟		棟		棟		棟	
世帯		世帯		世帯		世帯		世帯	
人		人		人		人		人	
この情報は	第	号		}		で記者発表		済	未発表
	その他	()							

様式－９ その他の被害報告

その他		道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）				} の被害報告	
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分	
発信機関		班		発 信 者			
受信機関		班		受 信 者			
情 報 源	住民 消防団 行政区			確 認	済（確認機関名		
	その他（ ）				未		
発 生	日 時	月 日 時 分					
	場 所						
	原 因						
状 況 ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土 量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込							
対応措置							
この情報は		第 号		} で記者発表 済		未発表	
		その他 ()					

災害箇所一覧表

No. _____

様式－10 災害箇所一覧表

番号	通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	
	年 月 時 日 分			班	班	

様式－11 火災・災害等即報要領様式

第1号様式（火災）

		第 報	
報 告 日 時		年 月 日 時 分	
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
報 告 者 名			
消防庁受信者氏名			

※爆発除く

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所				出 火 原 因		
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽 症 人					
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼 ぼ や 棟			林野焼損面積	a
り災世帯数				気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人					
	消 防 団 台 人					
	そ の 他 人					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特 別 防 災 区 域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発 生 日 時	月 日 時 分	発 見 日 時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃焼ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()		物 質 名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人) 重 傷 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)		台	
		消防団		台	
		海上保安庁		人	
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

		第 報	
		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報 告 者 名	
事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（人）
	計 人 不明 人	{ 重 症 人（人） 中等症 人（人） 軽 症 人（人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 の 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死傷者	死 者 人	不 明 人	住 家	全 焼 棟	一部破損棟	
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水棟	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔災害概況即報〕

1/2

都道府県					区 分		被 害				
災 害 名 報告番号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha				
						冠 水	ha				
報告者名					畑	流失・埋没	ha				
						冠 水	ha				
区 分			被 害		文教施設		箇所				
					病院		箇所				
人的被害			死者		人						
					行方不明者		人				
負傷者			重 傷		人						
					軽 症		人				
住家被害	全 壊		棟			その他	道路		箇所		
			世帯				橋りょう		箇所		
			人				河川		箇所		
	半 壊		棟				港湾		箇所		
			世帯				砂防		箇所		
			人				清掃施設		箇所		
	一 部 破 損		棟				崖くずれ		箇所		
			世帯				鉄道不通		箇所		
			人				被害船舶		隻		
	床 上 浸 水		棟				水道		戸		
			世帯				電話		回線		
			人				電気		戸		
	床 下 浸 水		棟				ガス		戸		
			世帯				ブロック塀等		箇所		
			人								
	非住家	公 共 建 物		棟				り災世帯数		世帯	
				世帯				り災者数		人	
				人				火災発生		建物	件
そ の 他	棟				危険物		件				
			その他		件						

第4号様式（その2）

2/2

区 分		被 害	災害対策本部の設置状況	都道府県			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円		市町村				
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
	千円						
その他の公共施設	農業被害	千円	災害救助法適用市町村				
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	計			団体			
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	被害発生場所 被害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況 ・ 災害ボランティアの活動状況						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で(例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数))と記入すること。

様式－12 行方不明者名簿

行方不明者名簿												
整理番号	届出月日	行方不明者						届出者		備考		
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の 特徴	住 所		氏 名	行方不明者 との関係
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

様式－13 り災台帳

(表)

(整理番号第 号)

り災場所				番地		家屋所有者				番地	
小竹町				番 号		小竹町				番 号	
		住 所				番地		避難所			
		小竹町				番 号					
り 災 者		続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
10											
り 災 状 況	住家	☐ ／壊 (焼) ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 間借 ☐ 自宅				その 他 の 事 項					
	家財	☐ ／壊 (焼) ☐ ／き損 ☐ ／流 失									
調査員の意見		☐ 要 応急仮 避難所収容 ☐ 要 炊き出し ☐ 要 その他 ☐ 否 設住宅 ☐ 否 ☐ 否									
り 災	平成 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名 印					
調 査	平成 年 月 日 時 分										

(裏)

[illegible]

様式－14 避難者カード

避難者カード						No. _____
避難所名					担当職員名	
住所：					地区名	
氏 名	続柄	性別	年令	入所日	そ の 他	
離散家族						
氏 名	続柄	性別	年令	入所日	そ の 他	

(注) 世帯ごとに作成

様式－15 避難者名簿

		災害名		避難所名		作成者		班氏名		No.	
番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名(続柄)	事後消息	備考		
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										
	月 日 ～ 月 日										

(注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

避難所運営記録									
年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分		
発信機関		避難所			発信者				
受信機関					受信者				
避難者数		男		女		計		備考	
		人		人		人			
(運営状況)									
(問題点・要望等)									

避難所

避難所設置及び収容状況

市町村名: No.

避難所の名称	種 別	開 設 期 間 月 日 ～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物 品 使 用 状 況		実支出額 円	備 考
					品 名	数 量		
							円	
小 計	既存建物 屋外仮設 天 幕	箇 所 箇 所 箇 所	人	人			円	
合 計								

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。（ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。）

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

様式－19 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分	
発信機関		部			発 信 者			
受信機関		部			受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

[illegible]

様式－21 緊急通行車両届出

1. 緊急通行車両事前届出書

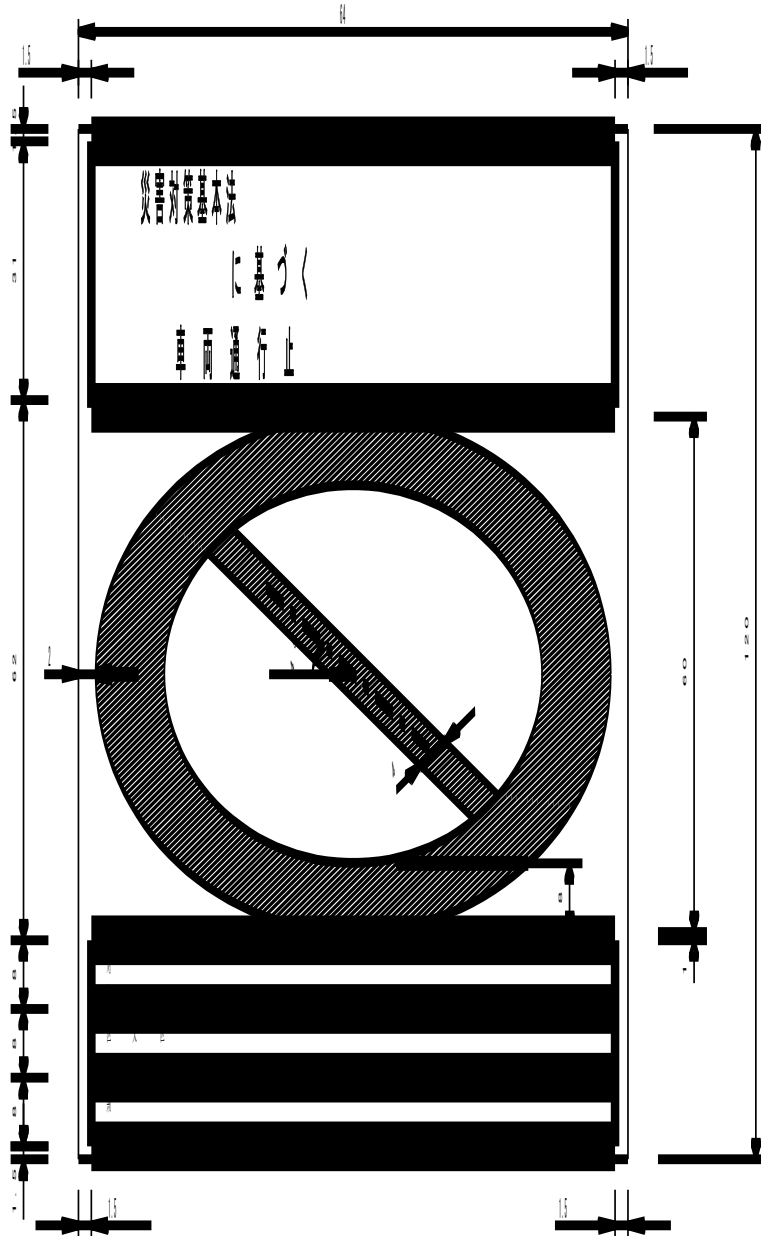
応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 福岡県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印	
番 号 標 に 標 示 されている番号	
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)	
使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を 添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。	

2. 緊急通行車両確認申請書

災害応急対策用			
緊急通行車両確認申請書			
年 月 日			
福岡県知事 殿			
申請者 住所 電話 氏名 印			
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地		目的地	
備考			
(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。 ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等			

3. 緊急車両以外の車両通行止め標示

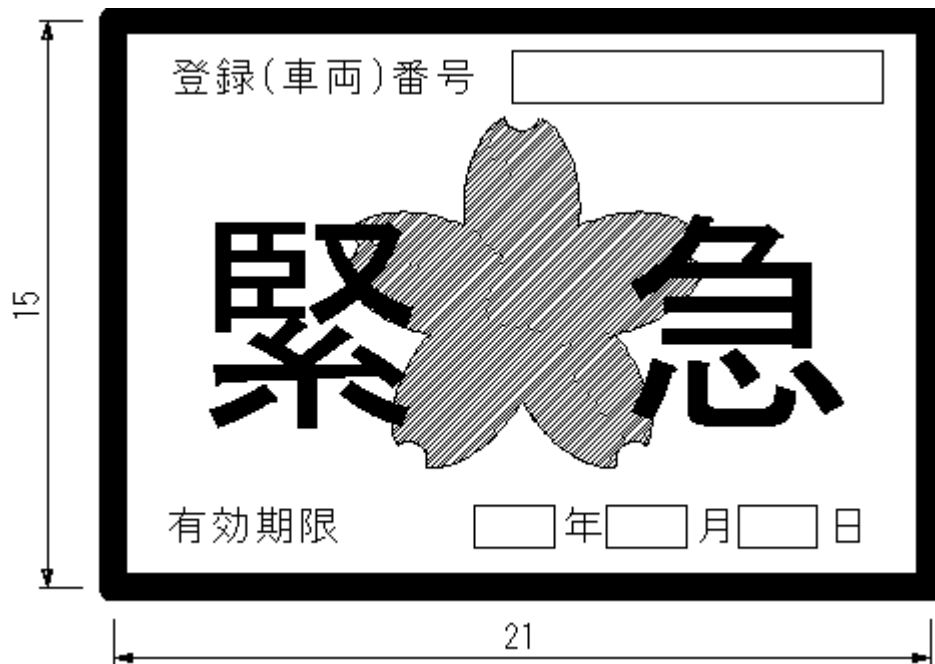
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

4. 緊急車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5. 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			印	
知 事			印	
公安委員会				
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通行日時				
通行経路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

様式－22 遺体・遺留品処理票

遺 体 処 理 票

[小竹町]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

遺 留 品 処 理 票

[小竹町]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管場所		

- 207 -

様式－25 り災証明書

第 号					
り 災 証 明 書					
申 請 者	住 所				
	氏 名 (事業所名・代表者)	印			TEL ()
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有（死亡・重傷・軽傷）
					無・有（死亡・重傷・軽傷）
					無・有（死亡・重傷・軽傷）
					無・有（死亡・重傷・軽傷）
					無・有（死亡・重傷・軽傷）
					無・有（死亡・重傷・軽傷）
り 災 場 所					
り 災 日 時	年 月 日 (時頃)				
り 災 原 因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 () その他 ()				
り 災 の 程 度	住宅（戸建・アパート・借家）※併用住宅を含む 全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水				
	非住宅 () 全壊 ・ 半壊				
上記のとおり相違ないことを証明します。					
年 月 日					
小竹町長					印

＜り災証明について＞

- ・ この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※ 表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・ この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

様式－26 被害届出兼証明書

第 号			
被 害 届 出 兼 証 明 書 下記のとおり、被害があったので届出ます。			
届 出 者	住 所		
	氏 名 (事業所名・代表者)	TEL ()	印
被害物件 の所有者	住 所		
	氏 名		
被 害 場 所			
被 害 日 時	年 月 日 (時 分頃)		
被 害 原 因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 () その他 ()		
被 害 の 状 況			
気 象 等 の 状 況	注意報	強風・大雨・大雪・洪水・ ()	
	警 報	暴風・大雨・大雪・洪水・ ()	
	時 間	: ~ :	
上記のとおり、届出のあったことを証明します。 年 月 日 小竹町長 印			

※ この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害以外のうち、り災証明の対象事項でなく町の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

様式－27 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 　　¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

小竹町災害対策本部長
小竹町長

印

■ 災害時連絡先

(令和4年4月現在)

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
町 行 政 機 関				
小竹町役場	0949-62-1212 FAX 62-1140	78-401-70	1-78-401-75	鞍手郡小竹町大字勝野 3349
消防団	0949-62-1212			鞍手郡小竹町大字勝野 3349
福 岡 県				
災害時優先	092-641-4734			福岡市博多区東公園 7-7
【防災危機管理局】	FAX 643-3117		1-78-700-7390 ～7394、7899	〃
防災企画課				〃
課長	092-643-3106	78-700-7020		〃
国民保護係	092-643-3123	78-700-7021		〃
防災企画係	092-643-3112	78-700-7022		〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024		〃
原子力安全対策係	092-643-3115	78-700-2487		〃
消防防災指導課				〃
消防係	092-643-3111	78-700-7023		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7025		〃
統制室	092-643-3116	78-700-7026		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
災害対策本部室		78-700-7500 ～7504		〃
行政経営企画課	092-643-3027	78-700-7012		〃
県民情報広報課	092-643-3101	78-700-7016		〃
総合政策課	092-643-3156	78-700-7032		〃
保健医療介護総務課	092-643-3238	78-700-7042		〃
商工政策課	092-643-3413	78-700-7062		〃
農林水産政策課	092-643-3468	78-700-7072		〃
福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
河川課	092-643-3666	78-700-7103	1-78-700-7396	〃
県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102		〃
建築都市総務課	092-643-3704	78-700-7112		〃
会計課	092-643-3772	78-700-7122		〃
飯塚農林事務所	0948-21-4951	78-820-701	1-78-801-760	飯塚市新立岩 8-1
直方県土整備事務所	0949-22-5608	78-813-710	1-78-813-761	直方市日吉町 9-10
嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	0948-21-4911	78-820-201		飯塚市新立岩 8-1
警 察				
福岡県警察本部	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
直方警察署	0949-22-0110			直方市殿町 5-31

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
直方警察署 小竹交番	0949-62-0485			鞍手郡小竹町大字勝野 3765
指定地方行政機関				
国土交通省 遠賀川河川事務所	0949-22-1830			直方市溝堀 1 丁目 1-1
陸上自衛隊 第 4 師団司令部 (第 3 部防衛班)	092-591-1020	78-983-70		春日市大和町 5-12
陸上自衛隊 第2高射特科団(第3科)	0948-22-7651			飯塚市大字津島 282
福岡管区气象台	090-725-3601	78-981-70		福岡市中央区大濠 1-2-36
九州農政局北九州 地域センター	093-571-3623			北九州市小倉北区田町 2-31
九州森林管理局福 岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
指定公共機関				
小竹郵便局	0949-62-0042			鞍手郡小竹町大字勝野 3504-1
西日本電信電話(株)	092-714-8500			福岡市博多区博多駅東 2-3-1
九州電力(株)飯塚営業所	0120-986-104			飯塚市新飯塚 23-32
九州旅客鉄道(株)	093-583-5328			北九州市小倉北区室町 3-2-57
平成筑豊鉄道(株)	0947-22-1000			田川郡金田町大字金田 1145-2
その他防災上重要な機関				
直方・鞍手広域市町村 圏事務組合消防本部	0949-32-1130	78-670-70	1-78-670-75	宮若市宮田 16-1
直方・鞍手広域市町 村圏事務組合 小竹出張所	0949-62-5879			鞍手郡小竹町大字勝野 3372-8
直方市	0949-25-2000	78-204-70	1-78-204-75	直方市殿町 7-1
鞍手町	0949-42-2111	78-402-70	1-78-402-75	鞍手郡鞍手町大字中山 3705
宮若市 (本庁舎)	0949-32-0510	78-403-70	1-78-403-75	宮若市宮田 29-1
宮若市 (若宮総合支所)	0949-52-1111	78-404-70	1-78-404-75	宮若市福丸 272-1
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	78-980-70		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会福岡放送局	092-724-2800	78-982-70		福岡市中央区六本松 1-1-10
日本銀行福岡支店	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
西部ガス(株)福岡支店	092-572-2711			福岡市南区横手 1-7-1
福岡県広域森林組 合福岡北支店	0949-52-2211			宮若市福丸 252-2
小竹町商工会	0949-62-0315		0949-62-5163	鞍手郡小竹町大字勝野 3519-6
直鞍農業協同組合 小竹支所	0949-62-0029			鞍手郡小竹町大字南良津 467-1
小竹町社会福祉協議会	0949-62-2028			鞍手郡小竹町大字勝野 3362 町総合福祉センター内
直方鞍手医師会	0949-22-0448			直方市大字山部 808-13
直方歯科医師会	0949-22-2408			直方市大字山部字浦山 759-1
直方鞍手薬剤師会	0949-29-7055			直方市新町 1-6-10
福岡県病院薬剤師会	093-603-1611 (内 3043)			北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1 産業医科大学病院薬剤部内

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
福岡県介護保険広域 連合	092-643-7055		092-641-2432	福岡市博多区千代4丁目1-27 福岡自治会館3F
宮若市外二町じん 芥処理施設組合	0949-32-2174			宮若市本城 1593 番地 38
ふくおか県央環境 施設組合	0948-42-0325			嘉麻市山野 135 番地 10